

令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和2年9月23日 開 会

令和2年9月24日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月23日（水）〕	7
承認第4号から認定第5号までの9件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第12号から議案第14号及び認定第1号から認定第3号並びに認定第5号 事務局長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
承認第4号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第12号から認定第5号まで8件各質疑、各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月24日（木）〕	25
一般質問	
議案第12号から認定第5号までの8件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議員議案第1号 議題	
提出議案の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案等の審議結果	69

諏訪広域連合告示第22号

令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年9月16日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和2年9月23日(水) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
9月23日 (水)	11:00		議会運営委員会
	14:00		全員協議会
	15:00	(開会) 広域連合長あいさつ 提案説明 補足説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	15:30		常任委員会 議案審査
	17:00		
9月24日 (木)	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 議員議案提案説明 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	宮坂 徹	2番	青木 利子
3番	金井 敬子	4番	竹内 巧
5番	伊藤 正博	6番	望月 克治
7番	伊藤 勝	8番	野沢 明夫
9番	井上 登	10番	高木 智子
11番	森山 博美	12番	小泉 正幸
13番	伊藤 浩平	14番	百瀬 嘉徳
15番	芳澤 清人	16番	藤森 博文
17番	吉田 浩	18番	渡辺 太郎
19番	今井 秀実	20番	早出 一真
21番	織田 昭雄	22番	矢島 尚

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）
- 議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 認定第 1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議員提出

- 議員議案第 1号 新型コロナウイルス感染症対応の介護施設等支援強化を求める意見書の提出について

○一般質問

5人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和2年9月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	金 井 敬 子 (下諏訪町)	介護保険事業について 1 新型コロナウイルス感染症対策について (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている介護事業所への財政支援策について (2) 通所系サービスおよび短期入所系サービスについて国が示した介護報酬の「特例措置」について 2 第8期介護保険事業計画策定に向けての課題について (1) 第8期介護保険事業計画策定に向けた調査や議論の進捗状況と今後の進め方について (2) 次期計画策定に向けた課題について
2	竹 内 巧 (茅野市)	広域連合で扱う広域的課題について 1 森林譲与税を活用した広域的森林整備について 2 JR東日本「中央東線」の複線化について
3	伊 藤 勝 (茅野市)	諏訪広域消防について 1 一元化から5年経過後の課題について 2 老朽化している消防庁舎の建て替えの考えは 3 長野県消防相互応援協定はどのように活かされているか 4 各消防団との連携は
4	井 上 登 (諏訪市)	介護保険のコロナ対応 1 施設のPCR検査について 2 介護保険料の減免について 3 施設への支援について

順序	氏名	通 告 内 容
5	小 泉 正 幸 (諏 訪 市)	<p>広域連合の業務について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新しい、統一業務の予定について 2 業務の拡大について <ol style="list-style-type: none"> (1) 具体的に検討、答申のための組織作りの必要性は (2) 6市町村共通の業務に緩い形での共同作業の可能性 (3) 各施設の共同利用、統廃合の推進検討、答申（例えば、スケート場、文化センターから費用負担、利用規定など） 3 今後の広報の改善計画について 4 消防について <ol style="list-style-type: none"> (1) 発足から5年経過、業務の総括および掲げた目標に対する進捗 (2) 今後5年の目標、検討事項 (3) コロナ対策 <p>救急出動時前後のコロナ感染対策</p> <p>万が一、署員が感染したときの対応マニュアル</p>

令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月23日（水）

午後 3時00分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 4 議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 認定第 1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第11  
承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）から認定第5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件一括議題  
○広域連合長あいさつ、提出議題の説明  
議案第12号から議案第14号及び認定第1号から認定第3号まで並びに認定第5号  
事務局長補足説明

認定第4号 消防長補足説明

承認第4号質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第12号から認定第5号まで8件各質疑

議案第13号のうち所管部分、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び議案第5号 総務消防委員会に付託

議案第12号、議案第13号のうち所管部分、議案第14号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

〇出席議員（22名）

| 議席  |       | 議席  |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 宮坂 徹  | 2番  | 青木 利子 |
| 3番  | 金井 敬子 | 4番  | 竹内 巧  |
| 5番  | 伊藤 正博 | 6番  | 望月 克治 |
| 7番  | 伊藤 勝  | 8番  | 野沢 明夫 |
| 9番  | 井上 登  | 10番 | 高木 智子 |
| 11番 | 森山 博美 | 12番 | 小泉 正幸 |
| 13番 | 伊藤 浩平 | 14番 | 百瀬 嘉徳 |
| 15番 | 芳澤 清人 | 16番 | 藤森 博文 |
| 17番 | 吉田 浩  | 18番 | 渡辺 太郎 |
| 19番 | 今井 秀実 | 20番 | 早出 一真 |
| 21番 | 織田 昭雄 | 22番 | 矢島 尚  |

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

|           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 広域連合長     | 金子ゆかり | 副広域連合長 | 今井 竜五 |
| 副広域連合長    | 今井 敦  | 副広域連合長 | 青木 悟  |
| 副広域連合長    | 名取 重治 | 副広域連合長 | 五味 武雄 |
| 監査委員      | 樋口 繁次 | 事務局長   | 前田 孝之 |
| 会計管理者     | 松木 史江 | 企画総務課長 | 小池 秀昭 |
| 情報政策課長    | 小池 徹  | 介護保険課長 | 依田 利文 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼 淳夫 | 消防長    | 宮坂 浩一 |
| 消防次長兼総務課長 | 花岡 則秀 |        |       |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 前澤由美子 企画総務課総務係長 森 井 潤  
書 記 今 井 稜



令和2年9月23日(水)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 3時00分

散会 午後 3時59分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 3時00分

---

**渡辺太郎議長** ただいまから、令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 3時00分

---

**渡辺太郎議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**渡辺太郎議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、5番伊藤正博議員、17番吉田浩議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**渡辺太郎議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月24日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）

○日程第 4

議案第 12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について

○日程第 6

議案第 14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 7

認定第 1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11

認定第 5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**渡辺太郎議長** 日程第3 承認第4号から日程第11 認定第5号までの9件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げます。議員各位には御多忙の中を御参集いただき、誠にありがとうございます。

今年も大変な猛暑に見舞われた夏でございましたが、昨日の秋分の日を境に、深まり行く秋を感じる季節となりました。新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えない中、諏訪圏域におきましても先月の終わりから再び感染が確認をされ始めております。感染されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

これから冬にかけては、インフルエンザの流行と併せてどのような状況になるか不透明な状況ではありますが、当連合といたしましては、圏域住民の安全・安心に向けて構成市町村とともに取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には、専決処分の承認案件1件、条例議案1件、補正予算2件並びに令和元年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて9件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）は、消防職員の新型コロナウイルス感染防止のため防護服等の資機材を購入するもので、増額補正をお願いしたいものです。感染の防止の資機材を早期に発注する必要があることから、専決処分をいたしました。

次に、議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正については、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に関する厚生労働省令の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）は、小児夜間急病センターにおける診療収入の減少によって生じる資金不足に対応するため、管理委託料の増額補正をするものと、低所得者に対する介護保険料軽減に係る国・県からの負担金の調整に伴う補正であります。

次に、議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正予算をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第5号の令和元年度決算認定議案について御説明を申し上げます。

まず、認定第1号一般会計につきましては、歳入決算額3億1,093万4,721円に対し、歳出決算額は2億6,661万5,696円で、差引残額は4,431万9,025円となっております。

次に、認定第2号の救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億377万9,070円に対し、歳出決算額は3億7,709万4,552円で、差引残額は2,668万4,518円となっております。

次に、認定第3号介護保険特別会計につきましては、歳入決算額199億2,038万6,456円に対し、歳出決算額は194億91万3,030円で、差引残額は5億1,947万3,426円となっております。

次に、認定第4号の諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額25億1,548万943円に対し、歳出決算額は23億8,730万6,122円で、差引残額は1億2,817万4,821円となっております。

次に、認定第5号諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,260万619円に対し、歳出決算額1,327万9,735円で、差引残額は932万884円となっております。

以上が決算額の概要でございます。主な施策といたしましては、一般会計では情報系システムの安定稼働を確保するための運用管理を行ったほか、広域住民の生命・健康を守り、休日夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業と諏訪地区小児夜間急病センター事業

を引き続き実施いたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、令和元年度末の入寮者数は128名でありました。社会復帰を目的とし、地域移行を希望する利用者に対し居宅生活訓練を実施したほか、施設の安全・快適性を維持するため、専門業者による各種設備の点検や重度者居室へのエアコン設置、台風災害による大規模停電に備え発電機及び非常用照明器具の補充を行いました。また、利用者ケアの充実にを図るため、第三者機関による事業評価を受審いたしました。

次に、介護保険であります。要支援・要介護認定者数は、令和元年度末現在で第1号、第2号被保険者合わせて1万1,117人と、前年度末より145人の増となりました。

保険給付額につきましては、介護サービス利用者の増加に伴い年々上昇しており、保険給付総額は前年度比2.1%増の175億7,391万5,444円でありました。

事業の実施状況ですが、第1号被保険者は令和元年度末現在で6万3,182人、そのうち介護認定を受けている被保険者は1万924人となり、65歳以上人口に占める介護認定者の出現率は17.3%と増加傾向にあります。また、第2号被保険者の介護認定者は前年度より5人増加し193人でした。

介護認定者の介護サービスの利用状況では、93.8%の方が利用され、サービス区別では居宅サービス利用が45.0%、地域密着型サービス利用が21.1%、施設サービス利用が33.9%となっております。

また、利用者1人当たりのサービス区別での月額保険給付費では、居宅サービスで約9万6,000円、地域密着型サービスで約15万3,000円、施設サービスでは約28万3,000円であります。

次に、広域消防関係では、令和元年度中における圏域内の火災件数は55件、救急出場件数は8,741件でありました。圏域住民の安全・安心を確保するため、各種災害に備えた出動体制の整備や各種予防、啓発活動に取り組んでまいりました。特に本年度は、会話が不自由な方のために音声によらない緊急通報システムを新たに整備したほか、化学物質等による特殊災害に対応するための資機材を整備し訓練を実施いたしました。さらに10月には、台風19号が関東甲信地方や東北地方を襲い甚大な被害をもたらし、当広域消防からも千曲川の決壊・洪水に対し14隊、延べ54名を応援として派遣いたしました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用した地域振興事業の取組である婚活支援事業を引き続き実施し、令和元年度はイベントを4回開催いたしました。このほか、LCV-FMによる行政情報の発信や、公共機関、小中学校への花ポット苗の配布による圏域内花いっぱい運動、さらには隔年での実施となります臨時災害放送局の開設訓練を行いました。

以上、提案いたしました各議案について御説明をいたしました。各議案の細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたしますのでお願いいたします。

以上を申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** それでは、私から議案第12号から議案第14号及び認定第1号から認定第3号までと認定第5号について補足説明をさせていただき、その後、認定第4号につきましては消防長から補足説明をいたします。

初めに、議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、これまで都道府県で行ってございました指定居宅介護支援に関する業務を平成30年4月1日より介護保険者に移管されたことに伴い設置した条例となります。

また同年からの介護保険制度の改定により、指定居宅介護支援事業者の管理者について、介護支援専門員から主任介護支援専門員に改められ、令和3年3月31日までの経過措置が設けられ、本条例におきましても経過措置を含め明記しております。

令和2年6月に同条例に関連した厚生労働省令の公布があり、経過措置の期間を令和3年3月31日から令和9年3月31日まで6年間の延長ができること、主任介護支援専門員の確保に著しい困難な理由がある場合、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とすることができることの2点が改められました。そのため、本条例の一部を改正するものです。

なお、附則において施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

1、2ページにつきましては新旧対照表となりますが、詳細な説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

続きまして、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ626万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,173万4,000円とするものです。

この補正予算は内容が2点ございます。1点目は、指定管理者として諏訪地区の三つの医師会が管理運営をしている小児夜間急病センターの診療収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少していることから、当面の事業運営の安定化を図るため、当連合から運営医師会へ支払う指定管理料を増額するものでございます。

2点目は、介護保険事業において国及び県から交付される低所得者保険料軽減負担金が精算により追加交付された分を一般会計で一旦受けてから介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによるものです。

続いて予算の内訳につきまして、予算事項別明細書により御説明申し上げます。10、11ページの歳入をお願いいたします。2款国庫支出金1項1目介護保険関係負担金に17万6,000円、3款県支出金2項1目介護保険関係負担金に8万8,000円、6款1項1目繰越金に600万円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12、13ページの歳出であります。3款1項1目高齢者福祉費27節繰出金に26万4,000円を、4款1項2目小児夜間急病センター事業費13節委託料に600万円をそれぞれ増額

補正するものでございます。

議案第13号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,302万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207億839万6,000円とするものです。この補正予算は、介護給付費の第2号被保険者定率負担分での追加交付金が生じたこと、一般会計からの繰入金が生じたこと、介護給付費に係る国庫・県費等の令和元年度の精算による償還金が確定したことの3点により補正を行うものです。

続いて、補正予算の内訳につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。10、11ページの歳入であります。5款1項1目介護給付費交付金に198万2,000円、8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金に26万4,000円、9款1項1目繰越金に2億7,077万4,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12、13ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に224万6,000円を、7款1項4目償還金22節償還金利子及び割引料に2億7,077万4,000円をそれぞれ増額補正いたします。

議案第14号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第1号 令和元年度一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

以下、決算認定の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明させていただき、別添の成果説明書での説明は省略させていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

まず、歳入について、決算書11、12ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額1億8,872万2,589円であります。内訳は経常経費以下広域連合の各事業に対する6市町村からの負担金で、負担割合は2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%で、その他の負担金につきましては、均等割20%、人口割80%となっております。

次に、2款国庫支出金は介護保険関係の国庫負担金で、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額3,750万3,830円となっております。

13、14ページをお願いいたします。3款県支出金2項1目介護保険関係負担金は、国庫支出金同様、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額1,875万1,915円となっております。

以上で歳入の説明は終わりとさせていただきます、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

1款議会費、2款総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため説明は割愛させていただきます、21、22ページをお願いいたします。3款民生費は支出済額8,4

46万6,304円であります。主に低所得者の保険料軽減額に係る介護保険事業特別会計への繰出金や障害支援区分審査会に係る委員報酬等の経費であります。

4款衛生費は支出済額5,789万2,200円で、内訳は次の23、24ページにあります病院群輪番制病院運営費補助事業及び小児夜間急病センターの管理運営に関する委託料等であります。歳出につきましては以上であります。

次に、25ページの実質収支に係る調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4,431万9,025円となりました。

26ページは財産に関する調書であり、御覧のとおり増減でございます。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号 令和元年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入でございますが、決算書の事項別明細書35、36ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は収入済額2億9,057万3,075円で、1目関係市町村負担金は八ヶ岳寮改築に係る公債費を諏訪地方6市町村で負担するもの、2目民生費負担金は市からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金でございます。

3款県支出金1項県負担金の収入済額は8,182万4,396円で、町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するものでございます。

以上で歳入の説明を終わりとさせていただきます、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

職員人件費関係の主な内容といたします施設管理費の説明は割愛させていただきます、41、42ページをお願いいたします。

2款民生費1項2目施設事業費は入所者の直接処遇に関わる経費で、支出済額は8,992万7,143円であります。主なものは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄い材料費、利用者小遣い等の扶助費などでございます。

3款公債費は過去の施設改築に係る元利償還金であります。

歳出につきましては以上であります。

次に、45ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額が2,668万4,518円となりました。

46ページの財産に関する調書であります、御覧のとおり増減でございます。

救護施設八ヶ岳寮特別会計は以上でございます。

続きまして、認定第3号 令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入でございますが、59、60ページ、事項別明細書をお願いいたします。

1款保険料は収入済額41億1,542万7,680円となっております。内容は、年金から天引きとなる特別徴収が38億6,806万4,790円で、年金天引き以外の普通徴収は2億3,

562万7,530円となっております。普通徴収における収入未済額は2,160万340円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成30年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は1,173万5,360円となりました。徴収権の消滅により、1,634万2,880円を年度末に不納欠損とし、残り2,949万4,060円を滞納繰越として翌年度に繰越しいたしました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは6市町村負担金で、収入済額26億3,302万2,710円であります。内訳ですが、1節保険給付費関係負担金は保険給付費の12.5%を保険給付費割10%、人口割90%で負担するもので、収入済額21億9,537万9,172円、2節地域支援事業関係は地域支援事業費の一定割合を負担するもので、収入済額1億7,181万5,109円。3節事務費関係負担金は事務費を均等割20%、人口割80%で負担するもので、収入済額2億6,582万8,429円となっております。

次に、4款国庫支出金1項国庫負担金は居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は33億1,842万円となっております。これは概算払いのため、精算は翌年度に行われることとなっております。

61、62ページをお願いいたします。国庫補助金1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者数の差や被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、9億7,620万円となっております。

2目、3目の地域支援事業交付金ですが、2目介護予防日常生活支援総合事業費は1億5,406万6,200円、3目介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費、これは包括的支援事業と任意事業を指すものでございますが、1億9,802万130円となっております。

6目保険者機能強化推進交付金は、介護保険運営を保険者が自己評価し、その評価に応じ交付されるもので、3,292万3,000円となっております。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として保険給付費の27%に相当する47億4,003万7,000円となっております。

また、2目地域支援事業支援交付金は、2号被保険者が負担する地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるもので、過年度分と合わせ1億6,213万9,300円となっております。支払基金交付金についても概算払いのため、翌年度に精算が行われることとなります。

63、64ページをお願いいたします。6款県支出金1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額26億5,377万5,800円となっております。これも概算払いとなり、翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費について、事業費の12.5%に当たる7,506万4,500円を、介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事

業については、事業費の19.5%に当たる9,901万64円となっております。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で受けました保険料軽減に要する国・県・6市町村の負担金を介護保険特別会計に繰入れを行うもので、7,509万5,470円となっております。

2項基金繰入金は、介護給付費準備基金から1億9,272万3,000円を繰り入れました。

以上で歳入の説明は終わりとさせていただきます、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

73、74ページ、2款保険給付費から説明させていただきます。2款1項介護サービス等諸費は要介護1以上の介護認定者に対する給付に係るもので、1目居宅介護サービス給付費は支出済額64億3,890万8,573円となっております。

2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前に介護サービスを利用した場合に、一旦介護サービスを受けた事業所に10割分の介護費用を支払い、要介護認定後、申請により保険給付費の9割分が償還払いとされるものでございます。なお、これ以降出てまいります特例という言葉がついておりますサービス給付費は全て同様の趣旨のものとなります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、定員29人以下の小規模特養などに係る給付で、支出済額は35億2,215万6,615円となっております。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額53億8,303万5,250円となっております。

75、76ページをお願いいたします。2項介護サービス等諸費は要支援者に対する給付に係るもので、その大勢を占めるのが1目介護予防サービス給付費であり、支出済額は3億1,452万8,188円となっております。

77、78ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等諸費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額介護サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支給するものとなります。支出済額は5,444万7,857円であります。

続いて、79、80ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は5億1,708万7,681円となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、平成30年度の繰越金のうち、基金積立で可能分と基金の利息を合わせた2億604万8,382円を積み立てました。

81、82ページをお願いいたします。5款地域支援事業費は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、1項の介護予防生活支援サービス事業以外は基本的に広域連合で直接行わず、6市町村に委託して行っております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか、基本チェックリストにより該当とされた方に対し訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額は3億5,841万9,807円となっております。

2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、6市町村に委託しており、支出済額は1億9,320万4,700円となっております。

3項は包括的支援事業・任意事業費となります。まず1目包括的支援事業費は6市町村に委託して行われ、これまでの総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業を実施しており、支出済額は4億3,953万9,984円となっております。

2目任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて6市町村に委託し、家庭介護支援事業費をはじめ成年後見制度利用支援事業費、介護相談員派遣事業などを行っており、支出済額は7,414万4,711円となっております。

続いて、83、84ページをお願いいたします。7款諸支出金1項4目償還金は、平成30年度の介護給付費等に対する国庫支出金負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算による超過交付分となる2億3,361万4,071円を返還したものであります。

歳出については以上であります。

次に、87ページをお願いいたします。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりとなります。実質収支額は5億1,947万3,426円となり、大半は国庫負担金等の償還財源となります。

88ページをお願いいたします。財産に関する調書となります。介護保険介護給付費準備基金は1,332万5,382円が年度中に増額となり、年度末残高は12億1,439万3,814円となっております。

介護保険特別会計は以上でございます。

最後に、認定第5号 令和元年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入について。116、117ページ、事項別明細書をお開きください。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は収入済額1,390万2,352円で、諏訪地域ふるさと振興基金利子による収入でございます。

3款繰越金は収入済額869万7,877円でございます。

以上で歳入の説明は終了とさせていただきます、続いて歳出の主な点について説明させていただきます。118、119ページをお開きください。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,327万9,735円でございます。事業内容といたしましては、平成23年度からの継続事業となります。出会いの機会を増やすための婚活支援事業を実施し、令和元年度は4回のイベントを開催いたしました。

また、スポーツ活動を通じ、圏域の地域振興に寄与しています。諏訪陸上競技協会に県縦断駅伝参

加支援として補助金を支給いたしました。

さらに、LCV-FM放送を活用しての行政情報の発信や、隔年で実施しております臨時災害放送局の開設訓練を行いました。また、圏域内住民の方々に環境美化に対する意識高揚を図る目的で、諏訪圏域内の公共機関、小中学校に花ポット苗の配布を行いました。

歳出については以上であります。

次に、120ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は932万884円となりました。

121ページは財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金は決算年度中の増減はなく、御覧のとおりの内容でございます。

以上がふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私からの説明は以上でございます。

**渡辺太郎議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 私から、認定第4号 令和元年度諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

他の決算認定案件と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明させていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず歳入につきまして、決算書の97、98ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は、収入済額22億9,361万4,798円であります。内訳は1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節その他負担金で、この3節その他負担金は高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、退職手当等に係るものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、収入済額238万700円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等であります。

4款県支出金1項1目県委託金は、収入済額18万8,000円であります。これは県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲受け、消費許可などに関する事務であります。

5款繰越金1項1目繰越金は、収入済額1億7,294万2,274円となっております。

99、100ページをお願いいたします。6款諸収入2項1目雑入は、収入済額134万8,513円で、主なものは、はしご付消防自動車廃車に伴う売却代金、防火管理講習会受講料などによるものでございます。

7款連合債1項1目消防債は、収入済額4,500万円で、更新のため下諏訪消防署及び原消防署へ配備いたしました災害対応特殊救急自動車の借入金であります。

歳入は以上でございます。

次に歳出でございますが、101、102ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目一般管理費は、支出済額19億2,246万9,170円で、これは一般経

常的な経費のほか消防学校入校旅費及び負担金、職員健康診断委託料、インフルエンザ予防接種など各種業務委託料等の経費であります。

2項1目常備消防費は、支出済額1億7,455万20円で、内訳は救急活動用消耗品や燃料費、また指令システムの有償交換部品などの修繕料、光熱水費及び空気呼吸器など、備品購入費などによるものでございます。

次に、103、104ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額は8,516万8,826円で、主なものは聴覚等に障がいのある方がスマートフォンなどにより簡単に119番通報が行えるシステムの導入や消防訓練塔の塗装工事などによる工事請負費、また消防指揮車及び災害対応特殊救急自動車2台の自動車購入費等でございます。

2款公債費は、元金、利子合わせまして支出済額は2億511万8,106円であります。これは救急車及びはしご車の償還が開始になったものでございます。

歳出は以上であります。

次に、107ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は1億2,817万4,821円となりました。

108、109ページは財産に関する調書となっております。

1の公有財産につきましては変更はございません。

2の物品のうち、はしご付消防車の1台減は岡谷消防署に配備してありました旧はしご車を車検切れに伴い廃車したものでございます。

以上で、認定第4号 令和元年度諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

**渡辺太郎議長** ここで、監査委員から令和元年度決算の監査結果の報告を受けます。樋口監査委員。

**樋口繁次監査委員** まず審査報告をいたします前に、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

今年の7月22日の臨時会におきまして同意をいただき、引き続き監査委員の大役を仰せつかることになりました樋口繁次と申します。これまでの4年間の経験を生かし、限られた予算の中で、公正で効率的な行財政運営に貢献できるよう、今後とも研さん、努力してまいりたいと思っております。関係の皆様方には引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に審査意見書等をお配りしてあると思っております。それでは発表させていただきます。

それでは、2名の監査委員を代表して私から審査の結果を御報告申し上げます。お手元の決算審査意見書等を御覧ください。

去る8月25日、野沢明夫監査委員とともに令和元年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め審査を実施いたしました。

審査の着眼点といたしましては、決算に計上された金額の正確性、予算執行や財産管理の適正性及び公立性を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査をいたしました。

いずれも正確、適正に処理されていることを認めました。なお、留意する欄がございますが、4

点ほど考えてございますので、後でお読みいただければと思います。

総体的には230億円余りの大きな予算を限られた職員数で苦勞されて執行していることへの敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き適正な行財政運営に努められるようお願い申し上げながら審査結果の報告とさせていただきます。

**渡辺太郎議長** これより承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合 諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**6 番望月克治議員** ここに書いてある主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるというのは分かるんですけども、ほかにも国からの要請ですと、中山間地等におけるというものであったり幾つかあるんですけども、この項目に当たるような施設が広域圏内にはあるのかないのか教えてください。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** お答えいたします。中山間地の指定を受けている居宅介護支援事業所につきましては、諏訪広域圏内ではございません。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6 番望月克治議員** ないけれども、法の整備上これをつくるという解釈でよろしいでしょうか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** そのとおりでございます。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 今井秀実です。12、13ページの償還金のほうですが、介護給付費等超過交付返還金ということで、令和元年度の確定した数値で精算をして国や県に返還していくということだと思うのですが、額が2億7,000万円と非常に大きいのですが、例年この程度であるのか。特に問題のあるような数字とは捉えていないのか、その点だけお聞きしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** お答えいたします。例年、償還金につきましては同額程度のものになります。額が大きいものですから、どうしても概算で来る額としたときには、返還金の額はとても大きなものに見えますけれども、もともとが180億円という中で率になっておりますので、例年2億円前後がまとめた返還金になっているものでございます。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第13号のうち所管部分、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号を。福祉環境委員会に、議案第12号、議案第13号のうち所管部分、議案第14号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

**渡辺太郎議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**渡辺太郎議長** 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時59分

## 令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月24日（木）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 認定第 1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議員議案第 1号 新型コロナウイルス感染症対応の介護施設等支援強化を求める意見書の提出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|------|------|--------------|
| | 1番 | 金井敬子 | … 27 | 2番 竹内 巧 … 33 |
| | 3番 | 伊藤 勝 | … 38 | 4番 井上 登 … 44 |
| | 5番 | 小泉正幸 | … 51 | |

日程第 2～日程第10

議案第12号から認定第5号まで8件一括議題

議案第13号のうち所管部分、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び議案第5号 総務消防委員長報告

議案第12号、議案第13号のうち所管部分、議案第14号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第12号から認定第5号まで8件各質疑、討論、採決

議員議案第1号 提出議案の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

閉 会

〇出席議員（22名）

議席		議席	
1番	宮坂 徹	2番	青木 利子
3番	金井 敬子	4番	竹内 巧
5番	伊藤 正博	6番	望月 克治
7番	伊藤 勝	8番	野沢 明夫
9番	井上 登	10番	高木 智子
11番	森山 博美	12番	小泉 正幸
13番	伊藤 浩平	14番	百瀬 嘉徳
15番	芳澤 清人	16番	藤森 博文
17番	吉田 浩	18番	渡辺 太郎
19番	今井 秀実	20番	早出 一真
21番	織田 昭雄	22番	矢島 尚

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子 ゆかり	副広域連合長	今井 竜五
副広域連合長	今井 敦	副広域連合長	青木 悟
副広域連合長	名取 重治	副広域連合長	五味 武雄
監査委員	樋口 繁次	事務局長	前田 孝之
会計管理者	松木 史江	企画総務課長	小池 秀昭
情報政策課長	小池 徹	介護保険課長	依田 利文
八ヶ岳寮寮長	牛尼 淳夫	消防長	宮坂 浩一
消防次長兼総務課長	花岡 則秀		

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前澤 由美子	企画総務課総務係長	森井 潤
書記	今井 稜		

令和2年9月24日(木)

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 (2-2)

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時27分

(傍聴者 なし)

開 議 午前 9時30分

渡辺太郎議長 おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

○日程第 1

一般質問

渡辺太郎議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。金井敬子議員。

3番金井敬子議員 おはようございます。質問番号1番、議席3番、金井敬子です。

質問に先立ち、この間、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、様々な分野で昼夜を分かたず感染予防対策や治療に御尽力されている全ての皆さんに感謝申し上げます。

それでは、介護保険制度について通告に従って質問いたしますのでよろしく願いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、運営に多大な影響を受けている介護事業所に対する財政支援策を求めてお聞きします。いまだ収束しないコロナ禍において、サービス利用者減による減収が続いている介護事業所の状況は今後の事業所の存続にも関わることであり、それはまさに広域圏域内の介護サービス提供の維持、継続に関わる重大な課題であると思います。

国の第二次補正予算で介護分野に対しては新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が盛り込まれましたが、十分と言えるものではありません。保険者の広域連合としての支援策について、いかがお考えかまずお聞きして、以下は自席にて質問させていただきます。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。答弁の前に、コロナ禍の中、感染予防策を講じながら高齢者の生活を維持するため、日々介護サービスを提供いただいております全ての介護サービス事業所の皆様にこの場をお借りして心から感謝と敬意を申し上げます。

それでは、金井議員の御質問に順次お答えをいたします。まず新型コロナウイルス感染症拡大によって減収となった介護事業所に対しての財政支援策の考えにつきましてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症を要因として、全国的に利用者の利用控えにより、介護サービス事業所の収入が減収となっている状況につきましては承知をしているところです。

諏訪広域内の状況につきましては、通所系サービス、短期入所系サービス、施設系サービスの各事業所の令和2年1月から6月までの保険給付費の請求状況を国保連合会からのデータと各事業所の照会により把握をいたしました。事業所が自らサービス提供を休止した事業所を除いては、新型コロナウイルス感染症を要因として、利用者の利用控えによる減収の状況を確認することはできませんでした。背景といたしましては、諏訪管内での新型コロナウイルス感染者が限定的であり、感染経路が全て明らかであったことが挙げられ、また事業所におきましても感染予防策を十分に講じていただいていることから、サービスの利用を控える行動に結びつかなかったものと考えております。

事業所への照会の中での御意見としても、冬場は利用者が入院や施設利用をするため、例年一時的な減収が生じる、あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大が直接的に影響している状況は感じないといった御意見がございました。

新型コロナウイルス感染症を要因として事業収入の減収に対する支援策といたしましては、持続化給付金や、介護事業向けでは福祉医療機構での新型コロナウイルス対応支援資金の融資など支援策がございますので、有効に御活用いただければと考えております。

現状といたしましては、諏訪広域独自の介護サービス事業所への財政的支援について、感染症が拡大し状況が変化し、介護サービス事業所の運営が窮地に陥る可能性がうかがえる場合には、状況を確認しながら、国や県の動きも把握しつつ検討する必要があるものと考えております。以上でございます。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 広域圏内ではコロナの影響による著しい減収は見られないと分析されていらっしゃるようですが、私が聞く範囲、これはごくごく限られた範囲であるかもしれませんが、コロナの感染予防対策に関する衛生資材の調達に苦労している点、そしてやはり利用控えは起こっていて、そのために経営が大変厳しいというお話を実際にはお聞きしております。

そこで、次にお聞きしたいのですが、通所系サービス及び短期入所系サービスについて、新型コロナウイルスの感染予防対策に充てるとして厚生労働省が6月から開始している特例措置に関わってお聞きしておきたいと思います。

この特例措置は、デイサービスや通所リハビリなどの通所系サービス、ショートステイなどの短期入所系サービスが対象で、コロナが収束するまでの時限的措置として、利用者側の同意を得ることを条件に実際のサービス時間よりも事業者が上乘せして請求することを認める内容です。例えば通所系サービスでは、要介護度やサービス提供時間で細かく定められている報酬単価の区分を一定の回数分、2段階上の区分で請求できます。要介護度3の人で2時間以上3時間未満、この単価は

3, 470円となっていますが、この区分のサービスを提供すると、特例では月1回まで4時間以上5時間未満、この単価が4,950円となります。その区分で請求できることとなります。また、短期入所では緊急短期入所受入れ加算が算定可能とされているものです。

ここで問題になってくるのが上乗せ請求をすると利用者の自己負担も上がってくることです。事業所から同意を求められれば、お世話になっているからと応じざるを得ないと感じる方も少なくないでしょう。しかし、使っていない時間分まで利用負担を求められることに納得できない方がいらっしゃるのも当然のことです。よって、同じサービスを受けている利用者の中に自己負担の不公平が生じる場合が出てきます。

介護事業所の中には、そのような架空請求と同様なことはできないと判断しているところもありますし、サービスの支給限度額の上限ぎりぎりまで既に使っている人は、上乗せ分が全額自己負担になってしまうため、限度額を超えない利用者にも上乗せを求め、超える人には上乗せを求めているところもあると聞きます。つまり、事業所にとっても利用者にとっても不公平が発生してしまっています。同意を得るため、利用者や御家族に説明するケアマネさんの負担も大変大きく、介護現場に混乱を招いています。

過日、下諏訪町9月定例会の一般質問の中でこのことを取り上げお聞きしましたところ、諏訪広域連合で6月、7月に実施した123の事業所への調査には、119の事業所から回答があり、うち67の事業所でこの特例措置を実施しているとお聞きしました。下諏訪町内では回答のあった18事業所のうち4事業所で実施とのことでありましたが、これ以上の情報が、諏訪広域が把握している特例措置に関わる現状把握でありましたらお聞かせください。あわせて、この特例措置についてどう捉えていらっしゃるかもお聞きします。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 それではお答えいたします。御質問のございました、特例措置で表現されました令和2年6月の国の通知により行われております介護報酬の臨時的取扱いについてでございます。この臨時的取扱いの内容でございますが、今、御質問いただいたとおりの内容でございます。一つは感染症対策を徹底している通所系サービス、短期入所系サービスについて、通所系サービスでは介護報酬算定において実際の算定区分の2段階上位の報酬の請求を、短期入所系サービスでは臨時短期入所系加算の算定を、それぞれ利用者の同意を得た上で月内の算定報酬範囲の中で可能としたというものでございます。

臨時的取扱いを行うことは、保険給付費の請求額が増えるということに伴いまして利用者の自己負担額や保険者での保険給付費の増加にもつながるものでございます。また、対象とされました通所系、短期入所系サービス以外の介護サービス、訪問介護や訪問看護の居宅系サービスや施設系のサービスにおきましても感染症対策をしていただいているわけでございますが、そちらは評価されていないといった介護サービス間での平等感も感じられないものという気もしているものでございます。

諏訪広域内の臨時的取扱いの実施状況でございますが、令和2年7月サービス利用提供分で調査

をいたしましたことにつきましては、今、御質問のございましたとおり諏訪広域内123事業所のうち119事業所より回答をいただき、回答をいただいた事業所のうち67事業所、率にいたしまして56.3%の事業所が実施をされていることでございます。また事業所は事業者である法人で成り立っているものでございますが、法人単位で見ますと50%程度の法人での実施というものでございます。

また、事業所が所在する6市町村間での実施状況でございますが、22%から93%とばらつきが出ているものでございます。

御質問のございました新たな情報の中では、下諏訪議会でのお話のとおり件数でございますが、広域の中では6市町村間の実施状況といたしましては、今言ったばらつきが生じているものでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 差が生じている、それは事実であるかと思えます。ここでお聞きしたいのが、長野県民主医療機関連合会諏訪地域連絡会から広域連合並びに各市町村長に要望書が提出されておりますけれども、そこで求められていますようにこの特例措置で介護報酬の積み増しが認められた部分について、先ほど申し上げました利用者への負担増が生じないよう公的な補助ができないものか伺いたいと思えます。

既に飯田市では、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を充てて介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付することや、上田市では支給限度額を超えてしまうケースの自己負担分を補助することを決めています。諏訪広域内各自治体の9月定例議会の一般質問においては、この補助を各自治体独自でと求めた経過がございますが、自治体独自の支援は困難であり、保険者である広域連合で検討すべきである旨の回答をいただいております。下諏訪町議会においても同様であります。そこで、ぜひ広域連合としての補助を求めたいのですが、いかがでしょうか。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 今回の臨時的取扱いに対する諏訪広域としての財政支援につきましては、減収の基準が明確でないことや実施している事業所が広域内で地域的にばらつきが生じていること、利用者からの同意により実施されていることから同じ事業所内で利用者間に不均衡が生じていること、また対象となるサービスが通所系、短期入所系に限定されていること、減収となった事業所が明確でないことなどから、財政的支援を行うという状況には至っておりません。

新型コロナウイルス感染症は国難であり、それに起因する支援は国が中心となって行うべきものと考えておりますが、この件につきましても多角的に捉え、様々な議論が必要であると考えます。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 広域としての直接の財政支援は困難であるとの回答をいただきましたが、この特別措置に対する問題意識というのは共有していただけるのでしょうか。そして、改めてこの措置の問題点を指摘いただいて、本来であればこういった介護事業所への支援は直接国がすべきであることを強く求めていただきたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 課題であることを承知しながら、様々な観点からより深い議論をすべきと思っております。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 ぜひ、国に強く公費投入を求めていただきたいと思います。これに関しては、私も議員もしっかり意見を上げていきたいと思っているところですが、しかし、保険者としての具体的な支援策をぜひ再考いただきたいと思います。広域からは各種連絡や調査の連絡は来るけれども、それに加えて大変だろうけれども頑張るという言葉しかない、それだけではもう頑張ろうにも頑張れない、これが現場の声です。各自治体から新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を負担金という形で集めて、補助に充てていただくことを私はぜひ検討いただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょう。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 要望として承ってまいります。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、第8期介護保険事業計画策定に向けての課題についてお聞きします。新型コロナウイルス感染症の影響で各種会議の開催が滞っている状況が心配です。計画策定に向けては、3年ごとに実施される高齢者実態調査が既に行われておりますが、集計中とのことで、その結果はまだ未公開です。

次期事業計画実施の前年という点では、同じ時期にあった3年前には既にその結果はまとめられて公開もされておりました。第8期介護保険事業計画策定に向けた調査や議論の進捗状況はいかがでしょうか。伺いたいと思います。また、今後の進め方の予定についてもお聞きしたいのですが、このことについては前回の一般質問の際にもお聞きしていますので、進んだ部分あるいは変更点に限ってお答えいただければ幸いです。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 お答えいたします。今年度は、おっしゃるとおり介護保険事業計画、第8期の策定年度に当たるものでございます。今年度の介護保険事業計画の策定につきましては、例年と同じく医療・保険・福祉の関係者、第1号・第2号被保険者の代表の方で組織しております介護保険委員会での議論を進めているところでございます。

御質問のございました計画策定の進捗状況でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で、例年行われています計画策定に関する国や県の会議等が若干遅れ気味であるものでございます。それに伴いまして、介護保険委員会の開催もこれまでの策定年と比べまして若干遅れ気味に感じているところでございますが、委員会の開催に代えまして書面による御説明と御協議をいただき、時間的ロスのないように工夫をさせていただいているところでございます。

前回の御質問の中の変更点につきましては、今のところスケジュールどおりというわけではござ

いませんが、これからサービス料の額、それから保険料予防サービス、それから介護予防の各部会によりまして、それぞれの分野の検討を進めていく予定でございます。

また、令和3年1月までには大枠での策定を終えまして、パブリックコメントや広域議会議員への説明と検討の場を予定しており、広く御意見をいただく機会をつくり策定してまいりたいと考えているものでございます。

なお、御質問のございました高齢者実態調査につきましては、今後広報等を通しまして公表はしていく予定で考えているものでございますが、その現物につきましては、今、委員会等で検討をさせてもらっているという状況でございますので御承知いただければと思います。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 昨日、福祉環境委員会の決算審査に関わって、令和2年3月末時点における特養待機者数が643人とお聞きいたしました。諏訪圏域外の34人を含んでいる数とのことでしたので、この数を引くと609人になりますが、前回の3月定例会の質問時にお聞きしている令和元年度9月末の待機者605人とほぼ変わらない数かなと思います。

第7期事業計画における特養整備79床のうち、29床の未整備分は第8期への課題の一つであります。ほかに既に実施、集計されている調査結果などから次期計画策定に向けて抽出されている課題は何かお聞きしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 ただいまの第7期の介護保険事業計画での達成状況やいわゆる積み残しにつきましての御質問でございますが、これらは介護保険委員会の検討事項といたしまして、今検討をしている段階でございます。ですので、現段階でお出しするものがない状況ではございますが、さきの委員会の中で第7期の事業計画、2年間のものではございますが、進捗状況等につきましては資料はお出しし始めているという状況でございます。

次期策定に当たりましては、第7期の達成度や課題を踏まえて策定されているものと考えておるところでございます。1月の広域議会議員の説明の場におきまして、併せて御報告をしながら御説明はしていきたいと考えているものでございます。

また、特養の待機者につきましては、お話のとおり令和2年3月末現在で643人でございます。これは広域外の申込者も含めての数になりますが、前回9月末よりも若干同数程度のところで増加を見込めていない状況ではございますが、600人ほどの方々は今待機者としているという状況には変わらないものでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 新型コロナウイルス感染症は介護保険の財政にも影響を与えるかと思っておりますから、次の事業計画策定においてもこれまでにない御苦労があらうかと思っておりますけれども、いつも新しい計画策定の前はばたばた感が否めないかと思っております。確実に事業計画策定を進めていただきますとともに、私ども議員にも各種調査結果や策定の進捗状況をその都度お知らせいただきたいことを求めて、私の質問を終わります。

渡辺太郎議長 次に、竹内巧議員の質問を許します。竹内巧議員。

4番竹内巧議員 皆さん、おはようございます。4番議員の竹内巧でございます。よろしくお願いいたします。質問順位2番になります。

広域連合で扱う広域的課題についてお伺いをいたします。平成29年度からの5年を期間とする広域計画第4期が令和3年度に期限を迎え、第5期となる広域計画を策定する時期が迫っております。そこで、現在掲げている広域的課題の調査研究の進捗状況をお示しいただくとともに、新たに対象とすべき地域的課題と広域的課題と諏訪圏域の一体的発展に向けた取組姿勢についてお伺いをいたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 竹内議員の御質問にお答えしてまいります。広域的課題の調査研究ということでございますが、平成29年度より第4期広域計画に基づき事業展開を図ってまいりました。過去にはふるさと振興基金事業としまして取組を行い、官民学の連携を図り実施した地域づくりイベント事業、諏訪地域の一体感としての諏訪ナンバー創設事業、自治体や地域情報の役割を担うLCV-FM事業、圏域住民の安心・安全を支える緊急地震速報システム事業、大規模災害の際に設置することが可能となる臨時災害放送局の協定締結や隔年にて実施している臨時災害放送局の設置訓練、さらには小児急病患者の集中に対応した小児夜間急病センター開設等、地域振興や情報化に取り組んでまいりました。

現在、諏訪地域行政情報化推進委員会を中心に諏訪広域総合情報センタに市町村のアドバイザー的な役割とシステム調達部門を担っていただく中で、諏訪地域6市町村及び諏訪広域連合が行政事務の効率化と連携強化を図る観点から、共同化によるシステム更改や改修を行うことによるメリットについて調査研究及び検討、協議を積極的に遂行しております。

さらに全国17団体の広域連合、広域行政事務組合等で組織する全国広域市町村圏情報管理連絡協議会に参加し、広域共同利用の課題や最先端技術の動向について情報共有を行っております。

諏訪湖浄化の推進では、官民一体となり取組を実施している諏訪湖創生ビジョン推進会議に参画し、活動を継続しております。

昨年度の取組といたしましては、特急あずさの停車本数が削減された際、JR東日本株式会社に対し、市町村、市町村議会、関係団体が一体となり要請活動を実施いたしました。今年度につきましては、諏訪地域と上田地域間の交通網整備を図るための要請活動を行う上小諏訪地域間高規格道路建設促進期成同盟会において、6月に中央要望を実施してまいりました。

新たな課題といたしましては、6市町村が共通する広域的な検討課題等がありました場合に連携を図り、正副連合長会議等において協議、検討を行い、総意を得た場合、広域連合事業として進めているところでございます。また来年度、第5期広域計画策定に当たり設置されます策定委員会におきましても、課題となる事項について協議を進めてまいります。以上でございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 大変丁寧に御回答いただきましてありがとうございました。これまでも多くの課

題に取り組まれ、私たちの身近なところでも課題を解決していただいているということがよく分かりました。また、現在においても継続して取り組んでいる課題があるほか、特急あずさの停車本数削減への迅速な対応等、突発的な課題に対しても臨機応変に御対応いただいていることが分かりました。感謝申し上げます。

それでは、第5期広域計画策定に際し、策定委員会等においてぜひとも協議を進めていただきたい二つの事項について再質問をさせていただきます。まず1点目ですが、森林譲与税を活用した広域的森林整備についてです。森林を森林として保全していくことが地域の水資源や環境を守り、自然災害の発生抑制につながるということが再確認された今、行政区の枠を超えて存在する森林に対し、行政の垣根を越えて森林保全に係る事務事業を一元的に行うことにより簡素・合理化につながると考えますが、お考えをお聞かせください。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 それではお答えいたします。このことにつきましては、平成31年3月の正副連合長会議の場に諏訪地域振興局林務課の課長が見られまして、新たな森林管理システムと森林環境譲与税の導入について御説明をいただいた経過がございます。

管理や経営が行われていない森林の適正な管理や経営の確保を図ることを目的とした新たな森林管理システム、正式には森林経営管理制度ということでございますけれども、この制度の実務を担う市町村では人員や専門的な人材が不足しているという状況がございまして、制度を効率的かつ効果的に運用していくための方法として広域連携体制の構築に向けた協議を行いたいという内容の説明でございました。

現在の状況におきまして諏訪地域振興局林務課に確認をしたところ、今後の森林経営管理制度の本格運用を見据えまして、本年4月に6市町村と諏訪地域振興局による諏訪地域森林経営管理制度推進協議会が発足してございます。この中では共同研修やモデル事業を実施いたしまして、知識の習得や情報の共有に向けた取組が始まっているという状況であると同いました。

諏訪広域連合といたしましては、この6市町村と諏訪地域振興局によりまして行われておりますこの連携体制の構築に向けた協議が始まっている現段階におきましては、県及び6市町村の取組を見守っていくとか見ていく状況であるという認識をしてございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 ありがとうございました。広域連携体制の構築に向けた諏訪地域森林経営管理制度推進協議会によって、知識の習得や情報の共有に向けた取組が始まっているということで、ひとつ安心いたしました。広域連合は、6市町村と諏訪地域振興局による地域連携体制の構築に向けた協議の行方を注視しているということでございますが、現実的な事務作業を考えてみますと、森林所有者の意思確認や境界確定等といった現場に近い実務を広域連合で処理することは現実的ではないと考えております。効率的かつ効果的で統一感のある森林整備を行うためには、現場に近い実務を各市町村で担当し、管理業務であるとか発注業務、計画策定等の総括的な業務を広域連合が所掌するといった体制についてどうお考えになるかお聞かせいただけますか。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 お答えいたします。現段階におきましては、6市町村及び県による広域連携に基づいて事業が始まったところでございます。事業の目的や効果を上げるように、今現状では6市町村と諏訪地域振興局による協議が進められている状況でございますので、そういった動向を見ていく状況であると認識してございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 分かりました。連合としても今後の動向を注視していくということでございますので、私どもとしても今後の動向について確認、注視をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

2点目の課題についてお伺いをいたします。二つ目は、JR東日本「中央東線」の複線化についてです。中央東線の高速化等に向けては、平成20年に設立した中央東線高速化促進広域期成同盟会が積極的に行動していますが、課題の一端を抱えている諏訪圏域は課題解決に向けた調査検討等を独自に進める必要があると考えております。

県立高校の通学区が見直され、多数の高校生が松本や甲府まで通学していることに鑑み、圏域を走行する普通列車の利便性をどう受け止めているか、また課題解決に向けた調査検討を独自に進める必要性についてどうお考えになっているかをお伺いいたします。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 お答えいたします。中央東線高速化促進広域期成同盟会につきましては、中央東線沿線の長野県、山梨県、東京都、各自治体やその関係団体が会員となっている組織でございます。諏訪地域では6市町村、また各商工会議所、それから各観光協会等が会員となっております、中央東線の高速化、輸送力の強化及び中央東線の利便性向上に向けた要請活動が中心でございますけれども、こうした活動を行ってございます。

また、この期成同盟会には諏訪広域連合としては加盟をしてございません。諏訪地域の各市町村が地域のそれぞれの実情を踏まえ、各自治体を中心に活動を行っているということで認識をしてございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 中央東線に関しては、諏訪地域の各市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえて活動していると、こういった御回答であったかと思っております。確かに広域連合規約に定める処理する事務の中に中央東線の問題は含まれてございません。また、広域計画においても調査研究の対象とはしておりませんでした。となると、中央東線が抱える諏訪圏域の課題や地域住民の利便性の向上に関して牽引していくところはどこであるとお考えでしょうか。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 諏訪地域のそれぞれの市町村の実情は先ほど答弁したとおりでございますけれども、あるいは沿線のほかの地域、山梨県、東京都がございまして、それぞれの地域の実情がある中でこの期成同盟会という大きな組織がございましてけれども、これを構成して多くの地域が手を結ん

で取組を進めているという状況でございます。

6市町村が期成同盟会に加盟し、関係団体と連携を図りながら活動している状況においては、このように各市町村での活動が効果を今後上げていけるという状況の中で取組を進めていくものだと考えてございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 現在の体制で効果を上げているとの認識であると受け止めました。多くの場面で特急あずさの高速化を求めるお話は耳にいたしますが、私は地元の子供たちの大切な移動手段である普通列車にもっと目を向けていただきたいと、そう考えております。

普通列車については、列車によって移動に要する時間に大きな差が出ております。調べてみたところ、6市町村に存在する信濃境駅から岡谷駅間の移動時間は、最も速い電車で31分、最も時間がかかる電車だと57分かかっております。移動距離にして32.2キロメートルの間に26分もの差があるわけでございます。

この区間を走行する電車は上下線ともに18本、計36本運行しておりますが、その半分以上は40分以上かかって運転しております。31分の列車は停車時間の1分を除けば全くロスタイムなく運行します。一方、57分を要する電車は、間に6駅あるわけですが、6駅のうち3駅で4分から15分もの停車時間があります。この原因となるのが、特急列車の通過待ちと単線区間の上下線の擦れ違いです。特急列車の通過待ちは、それぞれが専用の軌道を走らない限り避けられないものですが、わずかな単線区間があるばかりに多くの利用者が毎日毎日大切な時間を奪われております。

日々の不自由をなかなか口にしない高校生ですが、昨年7月に茅野市が実施した市民アンケートでは、約3割の若者が通学・通勤に不便だからという理由で茅野市に住みたくないと回答しております。このことは茅野市の若者に限った話ではないと思います。多くの学生が松本や甲府まで通学するようになっている現状を踏まえ、快適で利便性の高い生活環境を推進する立場として、こうした状況をどのようにお考えになっているかお伺いします。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 お答えいたします。通勤・通学に不便であるというこういった状況は広域課題の一つであると考えてございます。停車時間が長いというこの課題の解決策というか、この原因となっているところは先ほど議員もおっしゃったとおりでございますが、やはり中央東線の複線化というのが一つの要因でもあると考えております。こちらにつきましては、中央東線高速化促進期成同盟会による利便性の向上の中に含まれた要望事項であって、毎年そういった要望はされているという状況であります。

広域連合としまして、果たすべきタイミング、またそういった必要性が生じた段階、それが来た段階におきましては、6市町村長の総意を含めた上で役割を果たすべきで、そういう状況が整えば広域連合としても役割を果たさなければならないと考えております。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4 番竹内巧議員 タイミング、必要性を見てという回答でございますが、まさにそのタイミングは今ではないかと私は思うところでございます。広域的課題の一つと感じていると言うものの、現在の対応はちょっと理解しがたい、理解に窮するところであります。

中央東線の複線化は、多くの方々の理解と多額の費用、そして時間を要するものといった認識は私も持っております。しかしながら、諏訪圏域の周囲の交通網が大きく変わりつつある今、周辺自治体の交通政策の動向や特急あずさの停車駅の削減といった事実が何を暗示しているのかというところを真摯に受け止めて、中央東線のウイークポイントを克服しながら存在意義をしっかりとアピールしていくことが必要であると考えております。複線化の問題に特化しなくても構わないので、中央東線の魅力向上に関することなどといったテーマで広域的課題の調査研究対象とするお考えはありませんか。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 この諏訪地域におきまして、重要な課題と認識されまして広域連合長が必要と認める事項につきましては、広域連合として調査研究を行う事務として取り扱う規定は御存じのとおりでございます。

最近でございますけれども、昨年3月のダイヤ改正によりまして諏訪地域の各駅において特急あずさの停車本数が削減された際、JR東日本株式会社に対しまして、市町村、市町村議会、関係団体が一体となって再考を求める要請活動を展開いたしました。その際、正副連合長会議におきまして広域連合が様々な状況を把握し、対応の検討を行っていくという判断がなされました。まさしくここが6市町村の総意があったということでございますけれども、そういった判断がなされまして、JR東日本株式会社の要請活動において諏訪広域連合が重要な役割を果たし、特急あずさの停車本数の一部復元につながったという事例がございます。

複線化事業につきましては、事業主体はあくまでも鉄道事業者でありますJRでございます。こうした人口減少社会で鉄道の利用状況も踏まえてJRは考えていると思っておりますけれども、そうした費用対効果の面から見て、今現状事業化されていないのが実情なのかなと推察をしております。

コロナ禍にあって、これから地域振興をどのように進めていくかということは大きな課題でございます。中央東線の複線化につきましては、広域連合が主体となって取扱いをするには、関係する各種団体、民間事業者など様々な皆様との合意形成が必要であると考えております。

昨年度のあずさ減便の要請活動を通じまして、JR東日本長野支社とは今後もJRの利活用を含め地域振興について意見交換を行っていくということで合意がされていて、そういった中でまた進めていきたいと思いますということで確認をしております。

現状はちょっとコロナ禍でございますので、なかなか今は鉄道利用が厳しい状況でございますけれども、このコロナ禍を過ぎた後、またJRとこういった地域振興に向けてこういった形でJRを利活用していくのかということは大きな課題でございますので、こういったことを含めて、今後もJRの利活用を含めて地域振興につきまして意見交換を行っていくということで、6市町村の首長たちもそういった話をしてございます。

こういったJ Rと6市町村の意見交換の場を利用して、ダイヤ改正を含め利便性の向上に取り組んでいくことを今後も広域連合として果たしていきたいと考えてございます。

渡辺太郎議長 竹内巧議員。

4番竹内巧議員 ありがとうございます。ただいまの答弁により、特急あずさの停車駅が削減されたものの、1年後には一部復元という大きな成果を収めた背景に広域連合が重要な役割を果たしていたことはよく分かりました。大変ありがたいことだと感謝いたします。

私が申し上げたいことは、まさにこの力を今発揮していただきたいということです。期成同盟会のメンバーの中でも特に大きな影響を受けた諏訪地域が我が事として広域連合に結集し、取り組んだ成果が短期間での一部復元であると信じております。

もちろん複線化の話は、後退したサービスを復元しろというものよりもはるかに高いハードルがあるということは重々承知をしております。そうであったとしても、ぜひともこの成功体験を思い返していただき、声を大にして訴えることのない地元利用者の思いに向き合う姿勢を示していただきたい、そう願っております。

もう一つ、自らの経験談をお話しさせていただきます。単身赴任により14年間、都内の中央線沿線に生活し、毎週末に東京と茅野を往復する中で、諏訪で発生した列車の遅れが都内の中央快速にまで影響していることを知りました。時折耳にする放送では、列車擦れ違いにより発生した遅れの影響でと、こういったアナウンスも流れるわけでございます。単線区間の存在は、地元住民やあずさ利用者だけではなく、都内で生活している方々にも少なからず悪影響を与えているということをお忘れてはなりません。

複線化は誰かがいつかでは済まされない、圏域の発展を左右する広域的な課題にほかなりません。昨年の要請活動を通じて、J R東日本と地域振興について意見交換ができる関係性を深めたことは大きな成果だと思います。この機を逸することなく御対応いただくことを切望し、質問を終わります。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 次に、伊藤勝議員の質問を許します。伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 おはようございます。7番、伊藤勝であります。広域で初めての質問ということで、ちょっと上がっているかもしれません。

質問としては、諏訪広域消防についての質問であります。四つあるんですけども、一つ、広域消防が一元化されて5年がたちます。その間に様々な課題が浮上していると思います。どのような課題が持ち上がり、どのように対処、解決してきたのか。これはもういろんな方が話していますので、二番煎じみたいなこととなりますしちょっと陳腐かも知れませんが、自分の質問の中で頑張りたいと思います。

後は自席にて質問します。よろしく申し上げます。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 おはようございます。それでは、伊藤勝議員の御質問にお答えいたします。平成27年4月の消防体制の一元化において、従来6市町村で保有していた消防力を一つにすることに

より消防基盤の強化を図りました。これにより初動体制の強化、大規模災害時等における消防力不足を補うため近隣の署から部隊を移動配備させるなど、応援体制の確保が容易に行えるようになりました。また、市町村ごとの出動区域という概念を排除し、現場から一番近い署が出動を行う直近出動が可能となり、現場到着時間が約3分短縮するなど大きな成果が確認されているところでございます。

一方で、一元化に伴う課題や問題点も認められたことから、平成27年8月には消防本部に一元化を検証するための委員会を設置し、諸課題の対応策について検証、協議を行ってまいりました。この結果として、消防内部で解決が可能な課題と消防だけでは解決が困難な課題に大別し、消防内部で解決が可能な課題である出動体制や車両の適正配置、水難救助体制や心肺停止など重篤な傷病者に対する救急活動体制、火災予防業務の充実などは順次検討、協議する中で改善し、解決してきているところでございます。

また、消防だけでは解決が困難な課題が3点ございます。1点目として職員数や配置人員。2点目として消防団事務、外郭団体事務。3点目として消防施設の在り方。この3点の課題につきましては、平成30年8月に立ち上げました市町村と広域連合、消防で組織いたします消防体制等検討委員会において課題解決に向け検討、協議を行っております。

1点目の職員数及び配置人員につきましては、現場で活動する実働人員を確保するため、10名の増員を目指し、現在段階的に増員を進めているところでございます。

2点目の消防団事務、外郭団体事務につきましても、6月に開催した第3回委員会において、事務の平準化は課題であります。6市町村の地域特性を踏まえ、引き続き消防で担っていくことを確認いたしました。

3点目の消防施設については大きな課題であるため、引き続き検討を進めたいと考えております。以上でございます。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 今の答弁の中で委員会ということがありましたけれども、委員会というのはどういう方で構成して、何人くらいの構成なんでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防体制等検討委員会というものを設置いたしました。この消防体制等検討委員会は、6市町村の主に企画課長方、それと広域連合事務局の事務局長及び企画総務課長と担当係長、あと消防本部の消防長、総務課長等課長職、また6消防署の署長等でございます。合計人数は二十数名の数になりますのでよろしくお願いたします。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 分かりました。課題というか、それはもういろんな方がお話ししているものからそれはそれとしますけれども。

2番目で、今の課題の中で職員あるいは事務のこと、3番目の中で施設の在り方ということで、平成30年の8月からそういう検討会議を開いてきていると。そういう中で、私の質問の2番目の

中の施設というのは、私が特に言いたいのは北部分署とか西部分署のああいう老朽化している建物の今後の建て替えを含めた、移動も含めたそういう考え方をお願いしたい。今、引き続き検討しているということも後でまたお話ししたいと思います、お願いします。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 ただいまお話しいただきました老朽化している消防施設として北部分署というお話もございました。この北部分署は昭和49年4月に現在の地に建てたと、新築したというところでございます。年月もたっておりますし、場所がああ地がいいのか、そのような検討もしているところでございますが、現在は今できること、例えば中のアルミサッシの交換、それと仮眠室のベッドの交換等々、職員が活動しやすいように、生活環境もいのように、そんなところを現在補修しているところでございます。また、西部分署におきましても、県の施設でありました道路公団の施設を改修し、やはり平成20年に改築し現在に至っているところでございます。

これらの施設等の今後の課題につきましても、様々な角度から検討を現在しているところがございます。よろしく願いいたします。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 私はその北部分署の地元に住んでいるものですから、そこら辺のところを中心にお話ししたいと思いますけれども、先ほどの検討委員会の中で、各6市町村の担当者がそこに入っているということなので、それはその地域課題がそこにどうも反映していて、その状況が分かっているんだと、そういうことで認識しましたが、しかし、北部分署でも西部分署でもそうですけれども、特に北部分署は築が古いですし耐震もしていない。ましてや、ここにいる方が行ってみれば分かるけれども、消防自動車ももうこのぐらいの隙間なんです、狭隘。車の旋回もできない。それがこれからお聞きしますけれども、私は北部分署はとても重要だと思っています。

昨日の広域消防の中で火災が令和元年で五十何件、救急が八千七百幾つというお答えというか、質疑の中での話がありましたけれども、実際に北部分署というのは令和元年にどのぐらいの出動をしているのか。それは全体で何%なのかをお聞かせ願いたいと思いますが。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 北部分署の出動件数でございますが、令和元年度の救急出動件数は798件でございます。パーセントでいきますと9.1%ということになります。また火災出動につきましては、署所ごとの出動件数というのは記録してはおりませんが、茅野市における火災、または岡谷市における火災等と6市町村の火災件数として扱っております。その中で茅野市の火災は令和元年中は23件ございました。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 私は、広域に一元化になった平成27年のとき以前にも、この西部分署の話とか北部分署は狭隘でちょっとこれは耐震化、西部分署は耐震化されているようなんですけれども、北部は先ほどの状況のようで、何とかしなければならぬという、そういうような話はもうかなり前から持ち上がっているんです。その中で、そういう中でそういうことの実事を知っている方たちの集ま

りの検討会議の中で、平成30年からどうしようかと。

私は正直言って、避難場所にその場所が指定されているかどうかは私は知りませんが、でも実際に安心・安全のその最高のところにいる、そこにもしかしたら避難するような場所が、そんなにお粗末なまだ安心になっていないような状況というのはいかがなものかと。だから、早めにそういうものは手をつけたらどうですかと。検討、検討ではなかなか先に進めないんじゃないかと、そういうふうに思いますが、なんか本当に具体的な見通しというのはどうかなのかなと。検討という言葉はもう多分ずっと言っている言葉だと思うので、ぜひともそこら辺のところはいい返事をお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 今、北部分署の建て替えというお話をいただいているところですが、平成27年4月にこの諏訪広域消防が一元化されて現在の体制になりました。それ以前は各市町村と各消防署が一体となって消防を進めていたところでございますが、一元化するに当たっては、当時の消防署の位置等はそのままの状態に継続して行っていきたいと思います、そういうことが確認されているところでございます。

当時の平成27年以前、また先ほどお話ししたとおり昭和49年に建てた建物ということで、社会情勢や交通状態等々、住民の数等も変わってきているところでございます。これらによって、北部分署または西部分署だけの建て替えを検討する、実施していくということよりも、やはり全体的な諏訪広域圏内の消防施設、消防体制の在り方をここで再検討、大きな見方、俯瞰的な見方によって検討していかなければならない時期であろうかと今思っております。

そのことを消防体制等検討委員会におきまして、これから、ここで諏訪広域消防が一元化されてから5年が経過いたしました。職員の異動も、ほぼ職員は各署所の異動も経験してまいりました。ここでこの諏訪広域消防の職員全体が一つの消防としての考え方、また体制も取れてきたところでございます。5年が経過して、本当にこの場所でのいいのか、この規模でのいいのか、そんなところをこれから消防体制等検討委員会で考えていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 地域要望というか地域からの願いというか、広域連合長にきつと北山とかあるいは湖東から北部分署、私はもう分署よりかは本当は本署でもいいと、北部署という名前でもいいかなと、そんなふうには思っていますけれども。広域だし、いろんなところの出動の状況とか思っていますけれども、そういうような要望書の扱いの中でどんなふうにお答えをされていたか。もう一度こちらで皆さんにお聞かせ願いたいと思っています。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 茅野市北山の区長会、それと湖東の区長会からそれぞれ要望書が提出されております。回答といたしまして、北山地区は築45年が経過し老朽化が課題となって上がっている状況にあります。地域、観光客等にとって重要な拠点と位置づけています。消防体制等検討委員会

において車両等も含め検討していきたいと、こんな回答をさせていただいております。

また湖東地区におきましては、地域住民、観光客等にとっても重要な拠点と位置づけています。現場に近い署から出動する態勢としており、局所的な消防力不足を補うため、移動配備など重層的な体制を構築しております。公共施設等総合管理計画を策定し、より効果的な体制の構築に向け協議をしておりますと、このような回答をしているところでございます。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 ありがとうございます。いずれにしても、検討というのはそのとおりで思うし、今のお話のとおり俯瞰的なもっと大きな目で見るということもそれは大いに結構ですけれども、いずれにしても、あの建物はどうかしなきゃいけないというのは誰もが分かっている。あれは本当に狭隘、さっきも言いましたように安心・安全な場所ではない。場所はいろいろ選定もあるでしょうけれども。だから、検討というよりは優先順位の中で、この後3年後には何とか、そういうような検討の期間が全然見えてこないの、何か絵空事みたいに見える。何かこういう段階を区切って、いつまでには検討をするんだし、こういうビジョンというか方向性というのは、やっぱりこういう場では言えないものなのか。どうですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防本部の中では、それぞれこのような6消防署2分署8署所でございます。建築年月日、また施設の老朽化、修繕内容等々承知して現在進めているところでございますが、やはり検討委員会の中においてしっかり検討する中で、その中でもどこの場所がいいのか。例えば6市町村それぞれに署所が必要なのか、配置場所等々検討する中で、先ほども申し上げましたとおりに俯瞰的な見方、これがやはり必要になってくると思います。

人口減少、経費も非常にかかります。そのような中で優先的に、その中で例えば6消防署2分署、今までと同じように8署所建てるのであれば優先的に北部分署から建てましょう、新築しましょうという話になることと思います。それが8署所になるのか6署所になるのか、そこら辺も本当にここから、一から検討していかなければいけない課題だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 この件はもう最後にしますが、いずれにしても北山とか湖東では、別荘もあるからちょっとよく分からないけれども、2,000人、4,000人から5,000人ですよ、人口。なぜそこに分署があるかです。それは必要があるからです。その必要な建物がもう古くなっているわけです、危険なんです。そこをぜひ理解して早めの対応をお願ひしたいと思っています。

次に、長野県消防相互応援協定はどのように活かされているかというか、要するにこの諏訪広域と例えば佐久とか山梨とかいろいろ隣接しているところがありますよね。そういうところときちんとうまくやっているのかなと、そういう疑問がありますので、お答えをお願ひします。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 長野県消防相互応援協定は、県内13の消防本部と相互に応援する体制を確保す

るためのものでございまして、直近では今年の台風19号災害において、長野市へ当消防本部からも応援出動しているところでございます。

また、当本部と隣接しております松本、上田、佐久、上伊那の各消防本部の間におきましては、災害現場が管轄境界付近の場合、隣接消防本部として相互に応援が行われているものでございまして、他消防との連携、関わりも非常に良好なものになっております。

このほか緊急消防援助隊といたしまして、県を越えての相互応援態勢が確保されていますほか、富士見町に隣接します山梨県北杜市、白州町の大武川地区の応援態勢も、峡北広域行政事務組合消防本部と協定を結ぶ中で人命救助最優先の活動を行っているところでございます。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 私は佐久の立科町のところに知り合いがいて、そのときにはちょっと私の情報が間違っていたものですから、今の消防長の話が正しいということなので、そういうことがしっかきできていてということで安心しました。今後ともよろしくお願いします。

最後に、各消防団との連携ということの話ですけども、救急の場合はないと思います。火災とか、あるいは大水が来て川の氾濫とか、そんなようなときに皆さんの本隊とともに、団あるいは部が出ます。そのときの指揮命令の系統がしっかきできているのかなという、そういう思いがあるんです。要するに、頭でっかちだと舟が山へ登ってしまっただけで本当のことができないようなことがあるので、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防団との連携は必要不可欠でございまして、有事に備え各消防署と消防団において毎年訓練を実施し、災害現場における消防団との連携体制を確認しているところでございます。

議員御質問の各消防団への指揮命令系統、このマニュアルはどうかというお話でございしますが、この指揮命令系統のマニュアルというものは特につくっておりません。なぜかといいますと、各消防団のこの指揮命令というのは消防団長が行いまして、団長から副団長、または団長から分団長、部長、部があれば部長等へ流れるのが基本的なスタイルでございまして。

それぞれ消防団におきましては、団の中でこの指揮命令系統が確立されているわけでございます。広域消防と各消防団は災害現場におきまして指揮所というのを設置します。この指揮所には、広域消防は指揮隊が必ず入ります。その指揮隊と消防団長方が連携する中で、指揮隊からこっちへこうということをお願いできますかと団長に話を投げますと、消防団の流れがございまして、マニュアルどおり消防団の指揮命令系統で事が運ぶと。そんな状況で今は活動しておりますので、災害現場においては指揮所を併設し連携を確保する中でそれぞれの役割や活動を共有し、一元化された活動方針の下に災害対応に今現在は当たっているところでございます。

渡辺太郎議長 伊藤勝議員。

7番伊藤勝議員 分かりました。ただ、一般的に消防の団員とか部員というのは自分らよりは若い。20代、30代、どこかの部には40代もいるかもしれない。だけど、そこに例えば本署の方はもう明らかに本署のエキスパートだからそれはそれでいいんですけども。分団長あるいはそ

の当事者的な区の役員、ということは年齢が高いです。年齢が高いと、これはここでの話じゃないかもしれないけれども、分団の話かもしれないけれども、やっぱり年齢が高いと物を言うんだよ。そうすると、やっぱり若い人は上の人からの話になるとどこの話を聞いていいか分からない。それは分団の話かもしれないが、特になまじっか消防のことを聞きかじっている人ほどそういうことを言う。そういう傾向があるので、そういうのをちょっと頭に入れていただきながら、今後の活動の参考にしていただきたいと。だからこの事例がどうだとか、そういうことではもうないものですから、それはそれで結構ですけども、今後の中でそういうものを生かしていただきたいと、こういう話であります。

これで私は全て終わりにしますが、最後にほんの僅かだけ時間がありますのでお話ししますが、消防隊員というのは、ファイアマンというのはアメリカで言えば花形の職業です。年間のカレンダーにもその雄姿が載っているほどの憧れの職業で、今、日本ではコロナ禍ということで大変な激務というか苛酷な作業をしているということの中で、本当に頭が下がる思いであります。そういう中で、これからもぜひ一層そういう中で頑張りたいということのエールを送って私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

9番井上登議員 皆さん、こんにちは。諏訪市の井上でございます。よろしくお願ひいたします。通告に従って質問をいたします。本日の質問は、介護保険のコロナ対応といたしまして、①施設のPCR検査について。②が介護保険料の減免について。③施設への支援についてでございます。

まず最初に、施設のPCR検査についてでございますが、介護サービス事業所では新型コロナウイルス感染症防止に細心の注意を払い取り組んでいただいているところから、諏訪管内での介護関係者の感染者については、高齢者施設職員1名の感染例が報道をされましたが、その後、偽陽性とのことで利用者を含む施設関係者への検査は行わないとの報道がありました。

介護サービス事業所、特に宿泊を伴う施設において感染者が発生した場合、感染拡大のリスクが高くなるため、利用者、職員のPCR検査の実施により、事前に感染者の把握をする取組として施設のPCR検査の必要性を感じているところであります。圏域内での施設でのPCR検査の実施状況と今後の取組についてお聞きしたいと思います。

以下は自席にて行いますので、よろしくお願ひします。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 井上議員の御質問に順次お答えしてまいります。御質問のございました施設の職員、利用者全てを対象としたPCR検査の実施状況でございますが、諏訪広域内の128事業所に対しまして令和2年8月末日での実施状況を照会いたしましたところ、職員、利用者全員を検査した事業所はございませんでした。

照会の中で陽性が確認された方が勤務されている医療機関に受診をされていた利用者があり、PCR検査を受けた方が数人おられましたが、いずれも陰性でございました。

PCR検査の実施は、陽性と確認された方との接触状況や発熱等の初期症状が続いている方など、

主に保健所の判断により検査が実施されており、検査が必要な方を対象とした実施体制が現状であります。

以前、報道がございました諏訪広域内の事業所での職員、利用者の全員検査は、PCRではなく抗体検査の実施でありまして、隣接の医療機関の御協力により実施され、お一人の抗体陽性が確認されております。

長野県では検査を実施できる機関の拡大や1日当たりの検査件数の拡大を進めております。また、国より都道府県に対し、特に感染が疑われる医療・施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにするとの通知が発出されております。

諏訪広域内では、新型コロナウイルス感染症の症状がない方を対象に、非感染証明のためのPCR検査を始められた民間の医療機関がございます。唾液採取による検査方法となり、費用は保険外診療のため全額自己負担とのことであります。

感染者の早期発見にはPCR検査の実施が不可欠と言われておりますが、現状の検査が必要な方のみの実施体制では、感染の有無を知りたいといった自主的に検査を望む方への検査体制はまだ充足されていない状況にあります。同じ空間で多くの方が生活をされている施設などの利用者や、職員方が定期的に容易に検査を受けられる環境が整うことが望まれていると承知をしております。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 今、答弁がありましたように、自主的に陽性かもしれないと思う方、必要かなと思う方に対しては、保健所経由ではないので行政検査ではないということだと思いますけれども、WHO（世界保健機関）の多くの国では、新型コロナウイルス感染者による死者の4割以上が高齢者向けの介護施設であるということを発表しております。新型コロナは基礎疾患のある高齢者が重症化しやすい感染症であり、全国各地の施設で新型コロナに感染する事例が数多く発生しているところであります。

また、今おっしゃいましたように厚生労働省からも都道府県宛てに事務連絡を出して、感染者発生時の検査体制については述べておられるところです。それに従って行っていると思いますが、いずれにしても発生してからの対応となっているわけです。

しかし、これからGo To キャンペーンであるとか、インフルエンザへの感染の心配であるとか、第3波に対する懸念もたくさんあるわけがございますけれども、そういう中で無症状陽性者からの感染者をどうやって防ぐか、ここが大きな課題だと思います。

その中で、介護職員や出入りの業者などの定期的な検査がやっぱり必要じゃないかと考えるところでもあります。そういうふうに行っているところも全国の中にはあるわけです。そういう中で、少なくとも新規に施設に入所される方にはどういう対応をしているか。こういう方には検査をしたほうがいいのではないかと考えているのですが、その点はいかがですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 ただいま御質問のございました新規施設入所者の方々へのPCR検査の実施を事前にしたらどうだという御質問でございますが、實際上PCR検査は、今御答弁申し上げた

ように必要な方に対するものが実施をされている現状でございます。唾液の採取によりますかかっていないんだという証明は自主的にやられている方もいらっしゃるようでございますが、それを統一的に施設利用者の事前の検査までについては、今のところ検討されていない状況でございますのでよろしく願いいたします。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 今言ったように、必要な方には検査をするということなんです。やっぱりこれは必要だと思うんです、新しく入る人に。自主的にやられている方はもちろんいると思いますけれども。そうするといわゆる民間検査でということになるわけでございますけれども、この問題はやっぱり費用が高いわけです。費用が高いことについて、政府も費用が高過ぎるということで、外国に比べて日本の費用は高過ぎるということで、安くするような検討を、指示を出しているところだと思っておりますけれども。

諏訪市の場合で言いますと、2万5,000円の費用がかかって、それに1割の消費税がかかる。それには証明書をつけると3万円以上はかかるということになるわけです。こういう負担が多い状況では、なかなか自主的というふうには進まないのではないかとこのふうには思います。

先ほど抗体検査という話がありました。これはやっぱり抗体検査は少し確実性の問題でいろいろあると思うんですけれども、費用が安いということで多分抗体検査だったと思っておりますけれども。政府も保険扱いにするかは別として、抗原検査を活用したらどうかということも言っておられます、国からも。早くできると、迅速にできるという点で抗原検査も有効ではないかとありますけれども、この抗原検査についてはどのようにお考えですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 各検査につきましては、費用の問題、また実施場所等々がございまして、検討に値するものであれば検討していくことは当たり前のことだと思っておりますが、その費用だとか検査場所の整備がどのようになっていくかというところは、やっぱり確認した上で検討していかなければならないかなとは思っているものでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 ぜひそういった検討もしていただきながら、費用の問題がありますので、それらも含めて、国に対しての要望なども上げていただきたいと思いますところでありまして。

それでは次に、介護保険料の減免についての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、収入が減収となった方を対象として介護保険料の減免が行われ、諏訪広域連合でもこれに対応しておられると思います。ほかに高齢者に関わる保険料では、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料も同様に減免対応をしていると思います。

しかし、それぞれに減免の取扱いについては若干異なっている状況を感じております。国民健康保険では、減免決定時の収入の見込みがその後増収し、結果として該当年度の収入額が要件を満たさなくなった場合、減免の決定を取り消すとしています。諏訪市のホームページにもそういうふう書いてあるわけですがけれども、介護保険料については、減免決定時の収入見込額が結果として減

免となる基準を上回ったときの対応について、どのようにするかお聞きをしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 それではお答えいたします。新型コロナウイルスを理由といたしまして収入が減収となった方を対象に、介護保険料の減免措置を令和2年6月より実施をしているものでございます。減免の要件につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を理由といたしまして、雇い止めや事業収入の減収によりまして、収入額が前年と比べ30%以上の減収となる見込みの方を対象とさせていただいているものでございます。

8月末日の状況といたしましては、17件の申請がございました。申請いただきました方全てが申請時点で要件を満たしておりましたので、減免対象として対応をさせていただいているものでございます。

御質問のございました減免申請の収入見込額と実際の収入額に差が生じ、結果として減免要件を満たさなくなった場合の取扱いでございますが、国からの明確な取扱いは示されておらず、保険者判断が現時点でのスタンスになっているところでございます。

諏訪広域連合といたしましては、申請時の状況で要件を満たしているか否かで判断をしておりますので、減免要件である年収が確定した段階での要件見直しを行う考えは現時点ではございません。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 申請自体が17件ということでありますけれども、やはり非常に少ないと思うんです。諏訪市においても、国保の減免申請の数も相当少ない数なんです。やっぱり後になって収入があったと。3割じゃなくて28%減だったとか、2割とか。でも、大変なことなんです、営業とか収入が減った人にとっては。だからこれを減免してほしいということなんだけれども。しかし、これが後で返せとか取消しとなれば、なかなか申請できない。申請するにも非常に煩雑なんです。やり方も煩雑だし添付するものも必要なわけで、その手間を掛けてやった挙げ句に、後でこれは取消ですとなると困るから、申請をストップかけちゃっているわけです。

今の広域連合の判断については大変良識のある判断だと思いますけれども、このことについて、国会の厚生労働委員会での答弁で、結果として3割以上減らなかった場合でも減免を取り消さず、返金を求めないかとの質問に対して、当時の厚生労働大臣の加藤勝信氏、今は官房長官ですけれども、彼はその場合も国の財政支援の対象になる、こういうふうに答弁をしています。

また、全国商工団体連合会という組織が行ったヒアリングに対しても、厚生労働省は結果として年間で3割減収にならなかった場合も、明らかな不正があった場合を除き国は財政支援を行い、減免を取り消すことはない、こう回答しているんです。この文書は各市町村に回っていると思うんですけれども、私はこの文書を見れば、やっぱり結果として3割減っていないなくても、これは国がいいと言っているんだからこれでいいと思うんだけれども、その辺のところを今、介護保険についてはそういう答弁ですけれども、ぜひ今日は各首長がいらっしゃいますので、またぜひこのことは検討してもらいたいと思います。

このことについていろんな自治体で申入れが今行われていて、そして、最初はそうであったけれどもそれを取り消すという自治体が増えてきているので、ぜひこのことについてはまた検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問でございますが、施設への支援についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止にはマスクをはじめ消毒液、施設等においては使い捨てのエプロンであることが必要であります。広域内の施設においても、感染症拡大防止のための資機材が不足していた状況があったとお聞きしています。広域において、施設等での資機材の不足に対する考えをお聞きしたいと思います。

また、介護従事者の感染により従事する職員が不足し、施設運営が困難となった場合の支援策として、長野県では介護従事者の相互協力体制の構築などを求めていますけれども、これについてどのように考えているか。お願いします。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 それでは、お答えいたします。介護サービス事業所での感染症予防のためのマスクや消毒液など資機材につきましては、例年のインフルエンザ流行に対する感染予防のために、各事業所では既にマスクなどを備蓄していただいている状況が過去からございます。そのため、世の中がマスク不足と言われている時期におきましても必要数は確保されていた状況と考えておりますが、ただ世の中がマスク不足と言われている現状の中では、発注してもなかなか納品がされないといった事実もあつたかに承知しているところでございます。

この間の介護サービス事業所への資機材の支援の状況でございますが、令和2年4月に国より布マスクの配布が、5月には長野県が購入したマスクの配布、6月には国より手指消毒用エタノールの優先供給と事業所に対しての支援は取られてきているものと考えているものでございます。

引き続き、長野県では介護施設等に対する衛生用品支援といたしまして、フェースシールドや使い捨てエプロンなど、サービス種類ごとに必要な資機材の支援を行っているものでございます。

また、長野県では、施設等での介護に従事する職員の感染によりまして、介護に従事する職員が不足する施設等を対象に、施設間での職員協力体制として応援職員派遣事業を進め、派遣される職員等の財政的支援を進めているものでございます。この事業への参加は施設の自由意思でございますので、諏訪広域内の対象となる事業所の参加状況ではございますが、対象となる118事業所のうち、8月末現在で39の事業所が参加の意思を示していただいております。

介護サービスの提供は、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合においても、そのサービスを止めるわけにはまいりません。諏訪広域連合といたしましても、不測の事態におきまして、介護サービスの提供をする側も利用する側も安心して継続できる仕組みづくりの必要性を感じております。事業所等をはじめといたしまして、広く関係者からの御意見、御意向等をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 実際に5月や6月の段階では、マスクは用意したようですけどもエプロンなど

はなくて、できれば支援してほしいと言われましたけれども、なかったわけです。そういう中で感染症の恐怖を感じながら業務をしていたと思います。しかし、現在では実際に今は使われているんですか。それとも、そういったエプロンなども使用するような指導とかいうものも行われているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 感染症の拡大防止のためには、やっぱりマスクまたは手指消毒等々でございます。また介護の現場におきましての各サービスによってでございますが、必要に応じてエプロンだとかを使う状況にはあるかと思っております。

ただ、物資につきましては、流通が今はできている状況ということで把握はしているものでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 先ほども言いましたが、今までは使わなくてやっているけれども、使うように指導等は行われているんですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 国からの通知等によりまして指導がされているものでございます。広域といたしまして、特に講習会をやるとかいう状況ではございませんが、各施設それぞれ取り組んでいただいているかなと考えているところでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 今の諏訪の状況で言えば、それほど感染が爆発的という状況ではないので、やはり気持ちの上では大丈夫かなという雰囲気もありまして、なかなかきちんとした体制ができるかどうかというのを少し心配しているんですけれども、なおそういった指導的なものもしっかりしていただきたいと思うところであります。

それから、介護従事者の相互協力についてですけれども、今は、諏訪広域では118事業所のうち39事業所が行っていると、意思を示しているということでございますけれども、8月31日の時点で全国で構築しているかどうかという、これは都道府県ですけれども、それで言えば17県で、構築中が27県だと。検討中が3県、こういうふうになっているんです。長野県は構築中であるという27県の中に含まれているんですけれども。

しかし、介護施設というのは皆さん御存じのように慢性的に人手不足だということがあるわけです。こういう中で、検討はしたものの、本当に実際にその場になって相互協力というのが果たしてできるかどうかというのは物すごく疑問なんですけれども、これについて本当にできるかどうか、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 介護サービスの提供に当たりましては、そこら辺の人が行ってすぐにできるかということ、そういうものではないと考えているものでございます。やっぱり高い理念と技術を持って対応していただいている皆さんでございますので、そこの方々が不足するという形の中にお

いては、どうしても同業の皆さんの協力がなければならないかなど。先ほど申し上げたように、利用する側も提供する側もという中においては、そういう状況が必要かとは思っています。

ただ、直面しております慢性的な人材不足というか、今、自分の施設だけでも手いっぱいなところに、人のところまで応援に行けないというような声も聞いているところでございます。ですので、本当に不測の事態になったときの対応に、事前に対応していかないといけないというところで頭を痛めているところが正直なところなんですけれども、具体的に技術的なところが必要となる職種に対しての対応というところについては、しっかり検討していかないといけないかなど。ただ、同じ事業者からの御協力はある意味必要性もあるのかなど考えているところでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 確かにこの必要性は本当にあると思うんです。いざ感染してしまえば全体に広がってしまいますので、そこの業務が滞ってしまうと、入所している方も非常に困るわけでございますから。やっぱり協力体制というのをつくらないといけないという認識はあると思うんですけれども、しかし、実際にその施設に余裕があるかと言えばそうでもないというふうにも。そういう点でやっぱり公的な別の組織が必要ではないかという考えに至るんですけれども、その点はどう思いますか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 法律で縛るみたいな強制的な話のところまではなかなか、それが必要かどうかについてはまた議論をしていかなければいけない話かなとは思っております。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 そういう施設同士の専門職以外に新たな組織をつくって、そういう補充的な業務に当たるような組織がやっぱり要るんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 おっしゃられるように、別の方々というか施設以外のところ、その方々が日頃どういうところにいていただくのかという形も、非常に大きな費用的な負担にもなるかなど思っているものでございます。

不測の事態はないことにこしたことはないわけですが、いわゆるレスキュー隊みたいなものを常時使うかといったときには、その方々をどこでどうするかというところにもかなりの費用的な負担もかかるかなというところもでございます。日頃、そこはまたある意味そういう方々がいればなおいとは思うんですけれども、その方々が日頃どうするのかというところも考えると、費用と不測の事態というもののバランスの中で考えたときにはなかなか難しいかなとは思っています。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 今おっしゃいましたように、広域だけでそのことを考えるのは非常に難しい、費用的な面から考えても、業務的な面から見てもやっぱり大変だと思います。そのことは理解できますけれども、やはり相互協力ということだけではなくて、国がやっぱり責任を持ってそういう指針を示さないと、こういう場合にどうするかということがないと安心ができないわけです。そういっ

た意味で、国に対してもそういった意見を上げていただきたいと思います。

今後とも、コロナ禍にある施設をしっかりと支援していただいて、住民の命と暮らしを守る施策を期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 次に、小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 こんにちは。12番、諏訪市の小泉正幸です。よろしくお願ひします。通告に従いまして、広域連合の業務について。1. 新しい統一業務の予定は。2. 業務の拡大について。その1. 具体的に検討、答申のための組織作りの必要性は。その2. 6市町村の共有の業務に緩い形での共同作業の可能性。その3. 各施設の共同利用、統廃合の推進検討、答申。例えばスケート場とか文化施設等に関わる費用の負担、利用規定など。3. 今後の広報の改善計画。4. 消防。その1. 発足から5年経過、業務の総括および掲げた目標に対する進捗。その2. 今後5年の目標、検討事項。その3. コロナ対策。具体的には緊急出動時前後のコロナ感染対策。万が一、職員が感染したときの対応マニュアル。以上です。

その前に、特別定額給付金の給付につきまして、株式会社諏訪広域総合情報センタに御礼申し上げます。当初、マイナンバーによる申請につきましては混乱を極めました。プログラムによる郵送、文書申請について円滑に給付されました。諏訪市においては、申請よりおおむね3日から5日程度で振り込まれ、市民に大変高い評価を受けました。これはひとえに情報センタによるプログラム作成と窓付封筒の先行手配によるものです。この件に関わった市町村の担当者を含めて、御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、広域連合の新しい統一業務について何か予定がありますでしょうか。お伺ひします。

以後の質問につきましては、自席より行います。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 小泉正幸議員の御質問にお答えいたします。初めに、広域連合という組織につきまして触れさせていただきます。地方自治法に規定されている地方公共団体の一つで、都道府県、市町村の普通地方公共団体に対して特別地方公共団体に位置づけられ、都道府県、市町村を構成団体とする組合の一つとされております。

地方分権の流れの中で、国や都道府県からの権限移譲の受皿とすると同時に、一部事務組合と比べてより強力な広域調整機能を持つ組織として、平成7年に広域連合制度が設けられ、当連合は平成12年7月に発足いたしました。

構成する自治体が行う事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に関して、地方自治法で規定されている広域計画を策定した上で広域連合規約に定めることとされております。

構成市町村の議会の議決を経て、当連合議会で議決をされ、規約に定められている事務は現在15事務ございます。これらの事務につきましては、広域連合で扱うことによるスケールメリットがある反面、各市町村の特色が反映しにくいといった面もあり、均一的な事務に向いている性質があり、介護保険事務や広域消防事務、あるいは情報化などの事務を取り扱う広域連合が多いという傾

向がございます。このように広域連合は総合行政を担う市町村とは異なる特徴があり、特定の事務の合理的な処理に向けた組織と言えます。

さて、御質問にあります新しい業務の予定についてですが、規約に定められている事務のそれぞれの分野におきまして、法改正や社会情勢の変化に合わせて鋭意対応をしているところでございます。特に本年度は新型コロナウイルス感染症への対応のウエートが非常に大きく、介護保険、広域消防、救護施設八ヶ岳寮、小児夜間急病センター等全ての分野において、住民の安全・安心の確保に寄与すべく総力を挙げて対応しているところでございます。現段階では、規約に定められている事務をより深めていくことに注力しております。

なお、広域連合の事務として新たに位置づけをするには、6市町村に共通する課題に対して広域にわたり処理することが適当であると正副連合長会議等で総意を得た上で広域計画に盛り込み、各議会の議決を経て広域連合規約に定めるといった手順を踏むこととなっております。以上です。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 法的根拠等、御丁寧な説明をありがとうございました。

次に、引き続き広域連合の業務の拡大について具体的に検討するための組織づくりの必要性について伺います。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 それではお答えいたします。具体的な検討するための組織づくりということで、実際のところでは組織が出来上がっておりまして、広域連合におきましては、協議機関として正副連合長会議、こちらを年10回。また協議調整機関といたしまして、各6市町村の副市町村長会議を年7回、連絡調整機関として広域担当課長会議を年7回ということで、各市町村から上がる課題の検討や協議、情報交換、さらに各種決定する体制を既に構築して、これを利用して協議を進めているところでございます。

このほかでございますけれども、各種サービスに関わる様々な分野におきまして、市町村の担当者が集まって検討協議あるいは情報交換が行われております。一例としまして、情報システムの共同化におけるシステム管理担当者会議や、それに係る税や住民、福祉等の各種部会、そのほか防災、広報、婚活など、広域連合6市町村で組織され情報交換等が行われている現状でございます。

先ほど小泉議員からもお話いただきました定額給付金の支給に関しまして、こちらも6市町村で集まって様々な協議をさせていただいております。システム管理担当者や給付金の担当者、また情報センタとの調整役としまして広域連合の情報政策課が関わりまして、システムの構築、また先ほど封筒の手配なんてこともありましたけれども、そちらも情報センタを含めて迅速な給付の一助になったと考えてございます。このように、6市町村の合意を形成するに当たり、各種調整を行う仕組み、また課題や検討を行う仕組みというのは既にできているという状況でございます。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 それでは、システムというかそういう機関はできているということですので、それをより有効に進めていただければよろしいかと思えます。

次に、2番目として6市町村共有の業務に緩い形での共同作業について。例えば短期的な事業のニーズ把握や事業提案の可能性についてお考えをお聞きします。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 各市町村共通の業務におきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、様々な分野におきまして広域的に連携する仕組みについて検討する、そういった連携が図られていると考えてございます。そうした取組の経過を経まして、最終的に正副連合長会議に諮りまして検討協議を行い、広域連合として実施することの可否を判断している状況でございます。

また、広域連合規約には広域的課題の調査研究に関することということがございますので、指摘のありましたニーズの把握、事業提案の可能性につきましては、こちらの広域的課題の調査研究に関することとして、6市町村共通であれば、その課題の解決に向けて正副連合長会議の総意を得た上で広域連合が主体となって取り組むことが可能であると考えてございます。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 3番目として、先ほど言いましたけれども、諏訪圏内の文化施設や体育施設等の各施設の共同利用に向けての利用方法、それから費用等の検討及び統廃合の推進検討についてのお考えをお聞かせください。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 お答えいたします。各市町村が所有する施設はそれぞれ地域の歴史、実情がございます。住民生活に密接に関わるサービスにつきましては、住民の意見を尊重しまして、それぞれの市町村で十分協議した上で、この施設は広域的に考えたほうがよいという方向性が出てくれば、その段階で広域の俎上に上げて協議すれば抵抗なく受け入れられるだろうと考えてございます。

各施設の共同利用につきましては、市町村によって使用料など利用形態が違ってございます。人口減少社会におきまして、施設の相互利用は各市町村にとって価値のある仕組みであると考えますけれども、先ほどの歴史的な背景やそれぞれ利用する団体等ございますので、それには利用者などの調整がなされ、合意形成が必要であると考えております。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 ありがとうございます。今後どこの市町村でもこれは非常に問題になっている問題ですので、そこら辺は人口減少とか、それからやっぱり費用圧縮とか、そういう形の中で何らかの形に進めなければいけないというのが、6市町村は全て皆同一の見解であると理解しておりますので、なお一層未来に向けてその辺を進めていただければと思います。

それから、3番目の項目で今後の広報の改善計画についてお伺いしているんですが、今朝実は広域のホームページを見ました。それで、えらいよくできているなと思いました。久々に見せていただいて、なかなかよくなっているなと。読みやすいかなとは思いましたが、まだまだ6市町村、広域というものはなかなか皆さんに、こんなことをやっているんだよとか、そこら辺に向けてこれからこういうことをするんだとか、そういうことがなかなか、6市町村の中、それぞれの広報についてもそういうことは言えるかと思えますけれども、その辺が非常にまだまだ攻めてい

く、改善の余地があると思いますが、今後の予定等がおありでしたらお答えください。

渡辺太郎議長 企画総務課長。

小池秀昭企画総務課長 お答えいたします。広報につきましては、現在情報発信のツールといたしまして「広報すわこういき」の広報紙を中心に、ラジオのLCV-FMやホームページにより情報の発信をしております。

「広報すわこういき」では、予算や決算等の財政に関する内容や議会の内容、職員の募集等、定例的な内容をホームページと併せまして掲載をしているほか、介護保険関係の制度に関することや消防、八ヶ岳寮からのお知らせなどが主なものとなります。特に最近では、介護職の人材確保やイメージの改善を図ることを目的に、介護施設に従事されている皆さん方の現場でのインタビュー記事の特集で掲載するなど、特に若い世代に向けた情報発信の取組を始めたところでございます。

LCV-FMでは、6市町村と長野県からのお知らせも併せまして、イベントの情報や道路工事の状況、行事等への参加者募集などの情報を毎日放送しているほか、最近では特別定額給付金のお知らせや、これに絡む詐欺被害防止のメッセージを6市町村共通の情報として発信をしたところでございます。

今後の改善に向けましては、広報紙の紙媒体につきましては写真やイラスト、グラフなどを積極的に取り入れまして、引き続き見やすい、読みやすい紙面作りに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

また、ホームページは来年度に予定をしておりますイントラネットの更改に合わせまして、セキュリティの強化とともに見やすさ、検索のしやすさなどの改善を図ってまいります。さらに最近のSNSの活用につきましても、今後の課題として研究を進めてまいりたいと考えております。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 今後とも、いろいろな形で進めていただきたいと思います。

それからあと、各市町村でやっている緊急用の防災のメールですか。そういうようなものも6市町村広域としても発足させるような形でやれば、先ほどありました詐欺とか、広域的に何かしようもない、しようもないという言い方はあれだけれども、いろいろ困ったことも6市町村の行為として発信という手もあるので、その辺もプラスアルファで考えられたらいかかかなと思います。

次に、消防について。発足から5年が経過し、業務の総括および掲げた目標に対する進捗、及び今後の5年の目標、検討事項についてお伺いしたいんですが、先ほど伊藤議員がかなりいろいろな形で深い質問をされましたので、ちょっといろいろな意味でもうちょっと雑駁で。だけど、今までの5年でこんなことをやりましたということとか、それから今後5年、特にそれに向けてこんな目標を掲げて、どういうふうに検討して、こういうことを検討しなくてはいけないということがありましたら。特に今後5年かと思いますがけれども、その辺についてお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 お答えいたします。平成27年4月に一元化いたしましたので、5年が経過するわけ

でございますが、これまでの5年間というものは、やはり今まで各それぞれの署所ごとが市町村と一緒に主なる活動をしていたところでございますが、一元化になり一つの本部となったことから、全体、諏訪広域全体を考えるとということで各署所活動をしてまいりました。人事異動しかり、それに伴い今まで育ってきた、勤務してきたところと全然違うところで勤務するということで、違う市町村管轄の署でも勤務することになり、全体を考えると職員一丸となって取り組んできたところでございます。

また、先ほど伊藤議員の御質問でもございましたが、発足5年経過した後の業務の総括及び掲げた目標というのは先ほどの伊藤議員にお答えさせていただいたとおりでございますが、今後5年間の目標及び検討事項についてでございますが、1点目といたしましては、やはり人材育成じゃないかと思っているところでございます。この数年でおおむね30名弱の職員が定年退職を迎えます。一元化の際の目標人員であります229人を達成した後、消防力の維持強化を図る目的で10人の増員が認められまして、現在段階的に採用を行っているところでございます。諏訪広域消防として培った知識、技術を若い職員に確実に伝え、人材の育成を図っていくことが諏訪地域の安全・安心を担う上で大変重要と考えているところでございます。

その中で、先日19日に長野県消防学校におきまして初任科の卒業式がありました。私も出席してきたわけですが、今年度新規採用の8名の職員が4月11日から9月19日までの半年間、県下11消防本部の職員71名と一緒に、消防職員としての基本的な知識、技術の習得に励んできたところでございます。

この初任科生の中から特に学科、知識、技術の特に優れた職員、この者たちに対しまして、毎年この卒業式におきまして四、五人優秀賞というのを贈っております。今年度、諏訪広域の職員2人が、この5名のうち2人の職員が優秀賞というものをいただきました。今日ちょっとうれしくて、この場でお知らせしたいと思っているところでございますが、本当に優秀な職員を採用することができてありがたいと思っております。当然本人の頑張りもあったかと思っておりますが、そんなところでございます。

2点目といたしまして、消防署や分署等の施設の今後の在り方、整備方針等を慎重に検討していく必要がございます。一元化の際は当面の間、現在の署、分署を維持していくこととしておりました。これに関しましては、人口動態、高齢化、出動状況等様々なデータに基づき検討が必要となる重要な課題でございます。知見をお持ちの有識者、市民の皆様など御意見をいただく場も必要と考えますので、長期的な観点での研究課題であると捉えております。

3点目といたしましては、7月の臨時会におきまして御承認をいただきました消防指令システムの部分更新を現在進めているところでございますが、さらに5年先の令和7年度には同システムの全面更新を予定しているところでございます。この全面更新には多額の経費を要することから、非常に大きな課題であると捉えているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 ありがとうございます。かなり多方面にわたって、それから今までの6市

町村の消防ということの地域を超えた中での人事交流及びブラッシュアップと言うべきですか。かなり全員のレベルが高まるような努力をされたということで敬意を表します。

今後また新しい人たちが増えるとか、それである程度パワーとしては増えるんでしょうけれども、逆に今までやっていたノウハウとか経験豊かな方が退職されていくということの中で、そこら辺も含めていい人材がずっと育っていくようによろしくお願いします。

それで、すごいですね。5人のうち2人というのはなかなか大したものだなということで、採用基準がよかったのか、その辺はよく分かりませんが、おめでとうございます。ありがとうございます。

最後に消防について。コロナの対策についてちょっとお伺いします。緊急出動前後のコロナの感染対策、また万が一、署員が感染したときの対応マニュアル。それからあらゆる緊急要請に対して救急隊には大変御苦勞をいただいております。新型コロナウイルス感染について、救急出動の前後においてどのような対策をなされていますか。また万が一、署員が感染したときの対応マニュアルがあれば教えてください。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 救急出動におきます新型コロナウイルス感染症対策と職員罹患時の対応マニュアルはとの御質問でございますが、救急出動前後の感染対策といたしましては、感染が疑われる全ての傷病者に対しまして、総務省消防庁が示します救急隊の感染防止対策マニュアル、これに基づきます標準感染予防策、具体的には手袋、マスク、感染防護衣、ゴーグル等を使用することによって感染防止が図られ、濃厚接触者とならないというものでございます。これにより、感染防止の徹底を図っているところでございます。あわせて、救急隊員の健康管理及び救急活動終了後の救急車内や使用資機材の消毒も徹底し、業務に当たっているところでございます。

次に、職員が感染したときの対応マニュアルはとの御質問でございますが、広域消防体制の低下、停止は、直接圏域住民の生命、財産の保護に係る非常事態となることから、どのようなことがあっても消防サービスが停止しない体制を確保するため、職員が罹患したときの対応マニュアルや業務の対応方針等を定め、取組を進めているところでございます。

通常、各消防署や分署では三つの当直の係で24時間体制の3交替制を取っているところでございます。仮に一つの当直係から罹患者が発生した場合、その係全員の濃厚接触が疑われることから、一定期間全員を自宅待機とし、検査を行うとともに経過観察することとしております。そのため、当該消防署等の業務継続を図るために、残った二つの当直の係を三分割して、消防・救急出動体制を確保することとしております。そして、さらに感染が拡大し二つ以上の当直の係が自宅待機等となった場合、当該消防署を一時的に閉鎖し、隣接する消防署等に消防力を集中させることで消防力の確保を図ることとしております。

いずれにいたしましても、いついかなる状況においても圏域住民の負託に応えられますよう、消防活動体制の構築に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 ありがとうございます。昨日の件に関しましてはちょっとあまり細かいことは申し上げられませんが、特別緊急態勢を取っていただいて、不測の事態に特別出動をしていただいたようです。それについてはちょっと細かいことは申し上げられませんが、そういう形の中で非常に敏速な対応及び目立たない形等の対応をされたということで、すばらしいと思います。

今までも非常にいい形で6市町村の住民のために安心・安全、そういうような形で非常な努力をされて成果が上がっております。今後も今まで以上の活躍を期待しております。よろしく願います。質問は以上といたします。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時55分といたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時55分

渡辺太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○日程第 3

議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について

○日程第 4

議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 5

認定第 1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

渡辺太郎議長 日程第2 議案第12号から日程第9 認定第5号までの8件を一括議題といたします。

この8件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

矢島尚総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された4件の議案審査に当たり、10名の委員全員出席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、会計管理者、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、小児夜間急病センターの運営が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているとのことだが、患者数、財政面及び医師等の体制面はどのような状況になっているのかとの質疑に対し、患者数は前年の同時期と比べ約75%の減、収入面は前年の同時期と比べ約67%の減収となっている。医師、看護師、事務員などの診療体制については通常どおり確保はできているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、運営費を支援するための額として600万円の補正予算額で足りるのかとの質疑に対し、通常どおりの診療を行っていくためには医師、看護師等の体制を維持する必要があり、経費面での削減は難しいため、今後の患者の動向を見ながら運営医師会と連携を図り、財政状況などについて把握に努め、状況によっては追加補正となる可能性もあるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、小児夜間急病センターについて、令和元年度の患者数は2,318人で前年度の患者数の2,244人より74人増えているが、その要因は何かとの質疑に対し、令和元年度の患者数は4月から8月にかけて、インフルエンザ、りんご病、感染性胃腸炎、手足口病の流行があったことが要因で患者数が増えたとの答弁がありました。

また、小児夜間急病センターの周知の工夫としてSNS等の発信などの取組の考えはあるのかとの質疑に対し、周知の方法としては、引き続き乳幼児健診や保育園、学校などの子供が集まる場所へのポスター掲示やチラシの配布を行っている。現在のところSNSの活用はしていないが、ホームページへのアクセス件数が多いことを把握しており、今後SNSの活用も含めてさらに工夫をしていく必要があると考えているとの答弁がありました。

また、小児夜間急病センター委託料の500万円の不用額の要因は何かとの質疑に対し、見込み

より患者数が多く、診療報酬収入が増えたことにより、指定管理料が返還されたものであるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、決算書には常備消防職員数232名分とある。定数229名から10名増やすこととなったと認識しているが、どのように職員を増やしていくのかとの質疑に対し、現在段階的に増員を図っている。ここ数年退職者が多く、三、四年かけて239名としていきたいとの答弁がありました。

また、救急件数が1日当たりかなりの件数であるが、令和元年度は大きな負担もなく進めることができたのかとの質疑に対し、大きな事故もなく行うことができたとの答弁がありました。

新型コロナウイルスの対応は大変だったと思うが、どのような対応だったかとの質疑に対し、自粛もあり救急件数は減った。職員の感染防止や職員を介しての感染拡大防止の配慮を行ったとの答弁がありました。

また、新人が増えることにより研修費が増える傾向が続くのかとの質疑に対し、新しい職員が入ることに伴い、半年間の消防学校入校をはじめとする各種研修が必要となることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

また、NBC対応資機材について、訓練を見学したが今後も訓練を続けていくのか。また、コロナの対応として病院等への貸出しも可能なのかとの質疑に対し、訓練は継続的に行っていく。いつどこで災害が起こるか分からないので、病院等へ貸出しすることはできないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、隔年実施の臨時災害放送局開設訓練の成果と課題はどの質疑に対し、大規模災害により、LCV社屋が被災したと想定して、諏訪市役所に臨時災害放送局を開設し、各市町村からの情報伝達訓練を実施した。予定していた訓練項目は滞りなく実施でき、住民の方を巻き込んだ訓練として成果も得られたと評価している。また、臨時災害放送局そのものを広く知っていただくことが課題であるとの答弁がありました。

また、FM広報事業を活用して臨時災害放送局の周知を図ってはどうかとの質疑に対し、昨年度の市町村、長野県からの行政情報の放送は合計3,668回実施した。甚大な被害が発生した場合に臨時災害放送局が開設できることについて、LCV-FMの行政情報コーナー等を利用し周知していきたい。

また、4回実施した婚活事業の成果はどの質疑に対し、イベント参加者数述べ260名で、カップリング率は4回平均で37.7%であり、1組の成婚報告があったとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

芳澤清人福祉環境委員長 それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会において付託された6件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井敦副広域連合長、青木悟副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、各施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、主任介護支援専門員の資格要件及び不足していると思われる理由は何かとの質疑に対し、一定の実務経験及び研修が必要である。また、有資格者が不足している認識はないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、審議の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、審議の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、認定第1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、独自施策である介護保険利用者負担額助成事業の費用は介護保険特別会計繰出金を財源としているのかという質疑に対し、独自施策である介護保険利用者負担額助成事業及び介護サービス利用者負担助成費は一般財源であり、介護保険特別会計繰出金ではないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、エアコン設置および居室の洋室化の進捗状況についての質疑に対し、エアコンは2室の増設により75室中20室が完了し、洋室化については5室行い、33室中15室が完了したとの答弁がありました。

また、動物訪問の内容についての質疑に対し、月1回地域の動物ボランティア訪問による利用者や犬とのふれあいを行っているとの答弁がありました。

また、福祉サービス第三者評価の結果はどの質疑に対し、高評価点として透明性の高い施設経営、

地域住民と連携した社会参加と地域貢献、利用者の医療的支援の充実が挙げられ、改善を求められる点として理念・基本方針が利用者職員になじみやすいものが望ましい、各種課題は明確になっているが効果的な改善が図られていない、個別サービスの質に差が生じているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応についてはどの質疑に対し、利用者の外出、面会の禁止をする一方で、新たな行事の企画をした。職員にとっては、感染拡大地域への往来の自粛等、厳格な基準を設けて対応をしているとの答弁がありました。

また、入所者小遣いの予算計上額に対し執行額が少ないが、その要因は何かとの質疑に対し、地域生活を目指す居宅生活訓練事業の対象者が見込みを下回ったことと、外勤就労による作業収入が見込みを下回ったためとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、介護保険料の収納率が高い理由について特別な方策があるかとの質疑に対し、特別徴収が100%であること、普通徴収が91.6%となることから全体で99.48%となっている。高い収納率は市町村の徴収努力によるものであるとの答弁がありました。

また、差押えの有無についての質疑に対し、今のところ事例がないとの答弁がありました。

また、不用額について給付費や地域支援事業費で多額となっているが、その理由は何かとの質疑に対し、執行率としては95%を超えており、適正と考えているとの答弁がありました。

また、地域包括支援センター運営協議会費において予算項目と決算項目との間に異なっている点があるとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の関係で予定していた会議の開催がなかったことにより、支出項目には計上されなかったとの答弁がありました。

また、介護従事者アンケート調査費において集計委託料が計上されていたが、決算では計上されていないのはどうしてかという質疑に対し、職員自ら集計作業を行ったことにより委託料の支出がなかったためとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第12号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和2年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和元年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

認定第2号 令和元年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

○日程第10

議員議案第1号 新型コロナウイルス感染症対応の介護施設等支援強化を求める 意見書の提出について

渡辺太郎議長 次に、日程第10 議員議案第1号 新型コロナウイルス感染症対応の介護施設等支援強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。望月克治議員。

6番望月克治議員 新型コロナウイルス感染症対応の介護施設支援強化を求める意見書は、諏訪圏域の思いを国に届けるための提案です。国に対して4項目の対応を求める意見書となります。

一つ、施設、病院等の現場への感染拡大を防ぐため、介護、福祉等の施設で働く職員及び消防職員には定期的なPCR検査を実施すること。

二つ、介護職員の慢性的人手不足の悪化を防ぐため、加算等の対応でなく、国の責任において介護職員の処遇改善を図ること。

三つ、新型コロナウイルス感染症患者が確認された場合の支援は、介護施設間の職員派遣対応でなく、公的な支援組織により対応すること。

四つ、新型コロナウイルス感染症による減収対策は、利用者の負担増による特例措置ではなく、

国による施設への直接補助とすること。

以上です。

渡辺太郎議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議員議案第1号は諏訪広域連合議会申合せ事項16(2)により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議員議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議員議案第1号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は提案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議員議案第1号は可決されました。

渡辺太郎議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時25分

渡辺太郎議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

一般質問や委員会審議を通じていただきました議員各位からの御意見や御要望等を含め、さらに検討を重ね、今後も諏訪圏域の一体的な発展のため、調和の取れた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対策で全域、全施策において緊急的な対応続きの本年度ではありますが、圏域の皆様のご理解、御協力の下乗り越えてまいりたく、議員各位におかれましては、今後ともお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位をはじめ関係する皆様の一層の御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 これにて、令和2年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さ
ました。

閉 会 午後 0時27分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 渡 辺 太 郎

5 番 伊 藤 正 博

1 7 番 吉 田 浩

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
承 認 第 4 号	2. 9. 23	省 略	2. 9. 23	原 案 承 認
議 案 第 1 2 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	2. 9. 24	原 案 可 決
議 案 第 1 3 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議 案 第 1 4 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
認 定 第 1 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	原 案 認 定
認 定 第 2 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
認 定 第 3 号	〃	〃	〃	〃
認 定 第 4 号	〃	総 務 消 防 委 員 会	〃	〃
認 定 第 5 号	〃	〃	〃	〃

議員提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
議 員 議 案 第 1 号	2. 9. 24	省 略	2. 9. 24	原 案 可 決

議員議案第1号

新型コロナウイルス感染症対応の介護施設支援強化を求める意見書の提出について

新型コロナウイルス感染症対応の介護施設支援強化を求める意見書を関係行政庁に提出したい。

令和2年9月24日 提出

提出者	諏訪広域連合議会議員	望 月 克 治
賛成者	〃	井 上 登
〃	〃	今 井 秀 美

新型コロナウイルス感染症対応の介護施設支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、第2波と言われる感染拡大が続いています。感染者の増加に比して重症者の増加は穏やかであり、医療機関は逼迫の状態に至っていないことから緊急事態宣言はだされていませんが、高齢者の感染者の増加に伴い、重症者も増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。

国におかれましては、第1次、第2次の補正予算により、介護施設の拡充や備品の購入、ICT化の促進、介護ロボットの購入支援など様々な対策を講じられています。介護職員等の確保支援も講じられていますが、慢性的な人手不足の中、現状の施設間での支援では労働環境の悪化につながる恐れがあります。また、看護施設等に勤務する職員へ慰労金が支給されますが、一回限りです。医療・福祉事業に対する無利子・無担保の危機対応融資も返済が求められるため、利用は慎重にならざるを得ません。

6月1日付の厚生労働省老健局からの事務連絡による介護報酬の上乗せを認める「特例措置」も、利用者の負担増と介護保険料値上げにつながる懸念があります。

以上のことから、国におかれましては下記事項の実現を要望します。

記

- 1 施設・病院等の現場への感染拡大を防ぐため、介護・福祉等の施設で働く職員及び消防職員には、定期的なPCR検査を実施すること
- 2 介護職員の慢性的な人手不足の悪化を防ぐため、加算等の対応でなく、国の責任において介護職員の処遇改善を図ること
- 3 新型コロナウイルス感染症患者が確認された場合の支援は、介護施設間の職員派遣対応でなく、公的な支援組織により対応すること
- 4 新型コロナウイルス感染症による減収対策は、利用者の負担増による「特例措置」ではなく国による施設への直接補助とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月24日

長野県諏訪広域連合議会 議長 渡辺 太郎

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様